

教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和 7 年 1 月 21 日 (火)

午前 9 時～

函南町役場 3 階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告その他事務事業の報告

4 付議案件

議案第 1 号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

議案第 2 号 令和 7 年度函南町教育推進構想及び令和 7 年度函南町保幼小中連携・接続構想(案)について

議案第 3 号 令和 6 年度函南町一般会計「教育費」補正予算について

議案第 4 号 令和 7 年度函南町一般会計「教育費」予算について

議案第 5 号 町立みのり幼稚園複式学級の編成について

5 報 告

報告第 1 号 町立自由ヶ丘幼稚園の学級編成について

報告第 2 号 函南町いじめ問題対策専門委員の委嘱について

報告第 3 号 令和 7 年度小学校・中学校入学通知について

6 そ の 他

(1) 令和 6 年度卒業・卒園式及び令和 7 年度入学・入園式について

(2) 第 1 回部活動地域連携・地域移行推進協議会の開催について

(3) 後援申請について

ア 三島・長泉こどもミュージカル第 9 回公演「なんなんとうに雪がふる」

イ 金管楽器 体験見学会

次回委員会開催予定

定例会 令和 7 年 2 月 26 日 (水) 13 : 10～ 函南町役場 3 階 教育委員会室

教育長関係報告事項

令和7年1月21日（火）

月日	曜日	内 容
12月23日	月	・課長等連絡会議（8:35～） ・企画会議（9:00～） ・函南町職員再任用選考委員会（10:30～） ・函南町役場職員組合団体交渉（13:30～）
12月24日	火	・教育支援センター運営協議会（13:00～）
12月27日	金	・表敬訪問（ドッチボール県選抜選手 木村さん（東小6年））（15:30～） ・仕事納め式（16:30～）
1月6日	月	・仕事始め式（8:15～） ・教育委員会仕事始め式（8:30～）
1月10日	金	・令和7年度当初予算町長査定（9:00～） ・表敬訪問（ジュピロ磐田入団報告 西澤翼さん）（16:30～）
1月12日	日	・はたちの集い（10:30～） ・函南町消防団出初式（13:00～）
1月14日	火	・企画会議（9:00～） ・函南町表彰式（11:00～） ・静教組田方支部地教委交渉（15:00～）
1月15日	水	・函南町役場管理職面接（8:45～）
1月16日	木	・田方地区教育長会（13:00～） ・田方地区学校保健会理事会（15:30～） ・三島地区保護司会「受賞を祝う会及び新年総会」（18:00～）
1月19日	日	・函南町マラソン大会（9:30～）
1月20日	月	・園長会（13:00～）
1月21日	火	・定例教育委員会（9:00～） ・函南町教育奨励賞授与式（15:00～） ・第4回青少年健全育成地区推進委員長連絡会（19:00～）

議案第 1 号

要保護及び準要保護児童生徒の認定について

要保護及び準要保護児童生徒の認定について、教育委員会の承認を求める。

令和 7 年 1 月 21 日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から就学援助申請が提出されたので、認定について教育委員会の承認を求めるものです。

議案第 2 号

令和 7 年度函南町教育推進構想及び令和 7 年度函南町保幼小中連携・接続構想（案）について

函南町教育大綱に基づく令和 7 年度函南町教育推進構想及び令和 7 年度函南町保幼小中連携・接続構想（案）を策定するため、教育委員会の承認を求める。

令和 7 年 1 月 21 日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

函南町教育目標や函南町教育推進の方針等を示す教育推進構想及び保幼小中連携・接続構想を策定するため、教育委員会の承認を求めるものです。

令和7年度 函南町教育推進構想

＜国の方向性＞ 新しい時代に必要となる資質・能力（生きる力）の育成

- 1 生きて働く知識・技能の習得
- 2 未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成
- 3 学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養

＜県の基本目標＞ 有徳の人の育成

- 1 自らの資質・能力を伸長し、個人として自立した人
- 2 多様な生き方や価値観を認め、人とのかわり合いを大切にする人
- 3 社会の一員として、よりよい社会づくりに参画し、行動する人

第6次函南町総合計画より 「環境・健康・交流都市函南」の町づくり
基本目標4【生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり】

＜令和7年度 函南町園・校教育目標＞

豊かな感性と「生きる力」をもつ子どもの育成

～函南教育推進の方針～

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| 1 「豊かな心」を育む道德教育 | ～ 思いやりの心、人権を尊重する心の育成 ～ |
| 2 「確かな学力」を育む学習指導 | ～ GIGA スクールにおける学びの充実 ～ |
| 3 「健やかな心身」を育む健康教育 | ～ 「スポーツのまち函南」の推進と健康の保持増進～ |
| 4 「創造力・表現力」を育む読書活動 | ～ 「読書のまち・かなみ」の活動の充実 ～ |
| 5 「人間性・社会性」を育む体験活動 | ～ コミュニティ・スクールの運営と活用 ～ |

地域とともにある園・学校づくり

函南スタンダード～子どもたちが大切にしてほしいこと～

- 1 進んで気持ちのよいあいさつをする
- 2 志をもって、粘り強く挑戦し続ける
- 3 めあてをもち、運動や文化に親しむ
- 4 本に親しみ、読書習慣を身につける
- 5 ふるさと「函南」を愛し守り伝える

- ・生涯を通した学習への意識の醸成
- ・自発的に学習に臨むことのできる人材の育成

令和7年度 函南町保幼小中連携・接続構想(案)

〈令和7年度 函南町園・校教育目標〉

豊かな感性と「生きる力」をもつ子どもの育成

【中学校修了時めざす子ども像】

思いや考えを表現する
夢に向かって挑戦する
人・もの・こととつながる

社会教育

中学校教育

中3

中2

中1

自分の生き方・将来につながる学び

小・中接続期

小6

小5

小4

小3

小2

小1

実際の社会や
生活で生きて
働く
知識及び
技能

未知の状況に
も対応できる
思考力、
判断力、
表現力

学んだことを人
生や社会に生
かそうとする
学びに向かう
力、人間性

教科横断的・総合的な学び

架け橋期

・幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿の共有
・函南町版架け橋期カリキュラムの開発

5歳

4歳

3歳

2歳

1歳

0歳

・気づく
・わかる
・やってみる

・考える
・試す
・工夫する

・より良い
生活を営も
うとする

遊びを中心とした学び

知識・技能

思考力・判断力
・表現力

学びに向かう
力、人間性

小学校教育

乳幼児教育

家庭・地域と共にある園・学校づくり

議案第 3 号

令和 6 年度函南町一般会計「教育費」補正予算について

令和 6 年度函南町一般会計補正予算（第 6 号）のうち、教育委員会関係補正予算を別紙のとおり作成したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和 7 年 1 月 21 日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和 6 年度函南町一般会計補正予算（第 6 号）のうち、教育委員会関係補正予算について、町議会の議決を経るべき議案の作成にあたり、教育委員会の意見を求めるものです。

令和6年度 一般会計補正予算（第6号） 3月補正予算

学 校 教 育 課 補 正 予 算

(歳 入)
(事 務 局 事 務 事 業)
(教育支援センター事務事業)
(幼児教育センター事務事業)
(小 学 校 管 理 事 業)
(西 小 学 校 管 理 事 業)
(小 学 校 教 育 振 興 事 業)
(中 学 校 管 理 事 業)
(中 学 校 教 育 振 興 事 業)

令和6年度 学校教育課補正予算（第6号）要求一覧表

歳入

単位：千円

充当先事業名	歳入科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
小学校教育振興事業 中学校教育振興事業	国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 学校教育費補助金 要保護児童生徒援助費補助金	88	△ 77	11	補助対象者減により補助額の減少が見込まれるため見込額に減額補正する。
小学校教育振興事業 中学校教育振興事業	国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 学校教育費補助金 特別支援教育就学奨励費補助金	1,651	△ 866	785	補助対象者減により補助額の減少が見込まれるため見込額に減額補正する。
小学校管理事業	国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 学校教育費補助金 教育支援体制整備事業費補助金	943	△ 175	768	医療的ケア対象児童の登校日数が減少したことにより看護師の人件費も減少したため、交付額の減少が見込まれるので減額補正する。
事務局事務事業	国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 学校教育費補助金 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金	506	△ 16	490	GIGAスクール運営支援に係るITC支援員の勤務時間減少により人件費が減少したため、交付確定額に減額補正する。
事務局事務事業	県支出金 県補助金 教育費県補助金 学校教育費補助金 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	538	△ 42	496	事業費確定に伴い、交付決定額に減額補正する。
教育支援センター事務事業	寄附金 寄附金 教育費寄附金 教育総務費寄附金 教育総務費寄附金	0	500	500	沼津信用金庫からの寄附申し出により50万円を増額する。
中学校教育振興事業	諸収入 雑入 雑入 雑入 私用電話料	1	1	2	収入済み額に増額補正する。
小学校教育振興事業 (中学校教育振興事業)	諸収入 雑入 雑入 雑入 日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担分	0	1	1	転入などによる中途加入者の保護者負担分を増額補正する。
小学校管理事業	町債 町債 教育債 教育・福祉施設等整備事業債 学校教育施設等整備事業債	598,600	△ 1,300	597,300	事業内容の変更に伴い起債対象事業が減少したため起債額も充当率に合わせて減額補正する。
合 計		602,327	△ 1,974	600,353	

令和6年度 学校教育課補正予算（第6号）要求一覧表

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
事務局事務事業					
報酬	会計年度任用職員報酬	4,200	228	4,428	給与改定に伴う増額・遡及分
給料	一般職給	40,561	1,098	41,659	人事院勧告に伴う給与改定による遡及増額分
職員手当	扶養手当	600	30	630	対象者増によるもの（12月出産）
	勤勉手当	7,941	406	8,347	人事院勧告に伴う給与改定による遡及増額分
	児童手当	600	15	615	対象者増によるもの（12月出産）
	一般職退職手当負担金	15,447	111	15,558	人事院勧告に伴う給与改定による遡及増額分
共済費	一般共済組合負担金	13,379	262	13,641	人事院勧告に伴う給与改定による遡及増額分
使用料及び賃借料	複写機使用料	360	100	460	教育委員会主催の研修会・会議等の参集開催が増え、資料等作成によりコピー料の不足が見込まれるため増額
負担金補助及び交付金	負担金	1	△ 1	0	会費なしのため皆減する。
小 計		83,089	2,249	85,338	
教育支援センター事務事業					
報酬	会計年度任用職員報酬	20,596	565	21,161	給与改定に伴う増額・遡及分
職員手当	会計年度任用職員期末手当	4,541	△ 421	4,120	当初の見込より勤務時間数が減少したことによる減額
	会計年度任用職員勤勉手当	3,800	△ 338	3,462	当初の見込より勤務時間数が減少したことによる減額
小 計		28,937	△ 194	28,743	

令和6年度 学校教育課補正予算（第6号）要求一覧表

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
幼児教育センター事務事業					
職員手当	会計年度任用職員期末手当	400	17	417	給与改定に伴う増額・遡及分
	会計年度任用職員勤勉手当	334	17	351	給与改定に伴う増額・遡及分
小 計		734	34	768	
小学校管理事業					
報酬	会計年度任用職員報酬	48,153	3,137	51,290	給与改定に伴う増額・遡及分
給料	一般職給	12,659	591	13,250	人事院勧告に伴う給与改定による遡及増額分
職員手当	期末手当	3,178	△ 313	2,865	当初の見込より支給額が減少したことによる減額
	勤勉手当	2,659	△ 182	2,477	当初の見込より支給額が減少したことによる減額
	会計年度任用職員期末手当	10,434	△ 303	10,131	当初の見込より勤務時間数が減少したことによる減額
	会計年度任用職員勤勉手当	8,731	△ 208	8,523	当初の見込より勤務時間数が減少したことによる減額
共済費	一般共済組合負担金	3,804	107	3,911	人事院勧告に伴う給与改定による遡及増額分
需用費	燃料費	4,387	200	4,587	燃料費の高騰により灯油の単価が値上がったため不足分を増額補正する。（桑村小）
	光熱水費	50,904	300	51,204	夏の酷暑の影響で空調用ガスの使用量が増えた。物価高騰によりガスの供給単価が値上がったため不足分を増額補正する。（西小）
	修繕料	10,199	123	10,322	窓ガラスの破損等日常の小破修理及び消防点検指摘事項の改修費用について増額補正する。（函南小）

令和6年度 学校教育課補正予算（第6号）要求一覧表

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
小学校管理事業					
役務費	手数料 植木手入れ手数料	1,157	△ 397	760	西小の長寿命改修工事により剪定不要箇所が発生した。桑村小においてもPTA奉仕作業で対応した等により不要額を減額する。
	手数料 健康診断手数料	2,244	△ 516	1,728	当初見込んでいた児童数より健康診断を受診した児童数が少なかったため。
	手数料 浄化槽清掃点検・給食排水桝 清掃手数料	1,496	△ 470	1,026	入札差金による減額
	手数料 歯科検診器具洗浄滅菌手数料	159	△ 67	92	当初見込んでいた児童数より歯科検診を受診した児童数が少なかったため。
	手数料 耳鼻科検診器具洗浄滅菌手数料	133	△ 43	90	当初見込んでいた児童数より耳鼻科検診を受診した児童数が少なかったため。
委託料	施設管理委託料 グラウンド用塩化マグネシウム 散布業務委託料	989	△ 232	757	小中学校運動場防塵凍結防止剤散布業務委託の執行により契約差金が生じたため、減額補正する。
	設計管理委託料 小学校設計委託料	23,908	△ 2,679	21,229	西小学校長寿命化改修工事施工監理業務委託の執行により契約差金が生じたため、減額補正する。
	医療事業委託料 教職員健診業務委託料	1,707	△ 450	1,257	教職員の健康診断及び指定年齢検診業務委託の執行により契約差金が生じたため、減額補正する。
使用料及び賃借料	複写機使用料	1,742	20	1,762	研究指定校での研究授業に係る資料作成によりコピー枚数が増えたため不足分を補正する（桑村小）
負担金補助及び交付金	負担金 教職員人間ドック検診負担金	1,012	△ 300	712	人間ドック受診者が当初見込みより減ったため、減額補正する。
小 計		189,655	△ 1,682	187,973	
西小学校管理事業					
需用費	消耗品費	1,690	40	1,730	仮設校舎へ衛生的に給食を運搬するため、食器等を覆うビニール袋、仮設校舎入口に除砂のためのマットを購入する。
小 計		1,690	40	1,730	

令和6年度 学校教育課補正予算（第6号）要求一覧表

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
小学校教育振興事業					
扶助費	就学援助費	7,384	△ 2,000	5,384	就学援助費及び特別就学援助費の支給額が当初見込みより減ったため、不要額を減額補正する。
小 計		7,384	△ 2,000	5,384	
中学校管理事業					
報酬	会計年度任用職員報酬	17,348	1,307	18,655	給与改定に伴う増額・遡及分
給料	一般職給	9,567	565	10,132	人事院勧告に伴う給与改定による遡及増額分
職員手当	期末手当	2,015	160	2,175	人事院勧告に伴う給与改定による遡及増額分
	勤勉手当	1,686	141	1,827	人事院勧告に伴う給与改定による遡及増額分
共済費	一般共済組合負担金	1,831	138	1,969	人事院勧告に伴う給与改定による遡及増額分
需用費	光熱水費	36,984	722	37,706	夏の酷暑の影響で空調用ガス及び電気使用量が増えた。物価高騰によりガス及び電気の供給単価が値上がったため不足分を増額補正する。（函中110千円、東中612千円）
	修繕料	5,456	384	5,840	給食用回転釜が故障し給食提供に支障があるため早急に修理を行いたいため増額補正する。（函中）
役務費	手数料 健康診断手数料	1,804	△ 732	1,072	実施人数が当初予定していた人数より少なくなったため。
	手数料 調理機清掃手数料	1,172	△ 118	1,054	給食用冷凍冷蔵庫の清掃点検年（3年毎）の誤りにより減額する。（東中）

令和6年度 学校教育課補正予算（第6号）要求一覧表

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
中学校管理事業					
委託料	施設管理委託料 学校警備委託料	951	△ 314	637	小中学校警備業務委託の執行により契約差金が生じたため減額補正する。
	施設管理委託料 グラウンド用塩化マグネシウム 散布業務委託料	1,390	△ 204	1,186	小中学校運動場防塵凍結防止剤散布業務委託の執行により契約差金が生じたため減額補正する。
	事務事業委託料 バス送迎業務委託料	1,864	△ 630	1,234	年間契約分の入札差金(△230千円)及び単価契約分の委託運行回数減少(△400千円)により減額する。計△630千円
	事務事業委託料 特殊建築物定期調査等業務委託料	1,007	△ 181	826	特殊建築物定期調査等報告業務委託の執行により契約差金が生じたため減額補正する。
	医療事業委託料 教職員健診業務委託料	1,194	△ 500	694	教職員の健康診断及び指定年齢検診業務受診者が当初見込みより減ったため、減額補正する。
原材料費	維持修繕用原材料	381	50	431	函南中テニスコートの砂が摩擦により滑りやすくなっており危険なため新しい砂を補充、塩化カルシウムと共に整備したい。
小 計		84,650	788	85,438	
中学校教育振興事業					
扶助費	就学援助費	8,619	△ 3,500	5,119	就学援助費及び特別就学援助費の申請者数が当初見込みより減ったため、不要額を減額補正する。
小 計		8,619	△ 3,500	5,119	
合 計		404,758	△ 4,265	400,493	

令和6年度 一般会計補正予算（第6号） 3月補正予算

生涯学習課補正予算

（歳入）

（農村環境改善センター管理事業）

（社会教育総務事務事業）

（コミュニティ推進事業）

（文化センター管理事業）

（生涯学習推進事業）

（文化財保護事業）

（文化財調査事業）

（図書館等管理事業）

（仏の里美術館管理事業）

（社会体育総務事務事業）

（体育施設管理事業）

（運動公園等管理事業）

令和6年度 生涯学習課補正予算（第6号）要求一覧表

歳 入

（単位：千円）

充当先事業名	歳入科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
農村環境改善センター管理事業	国庫支出金 国庫補助金 農林水産業費国庫補助金 農地費補助金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	5,802	△ 5,802	0	農村環境改善センター照明設備LED化工事における、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当額決定による減額。
小 計		5,802	△ 5,802	0	
コミュニティ推進事業	使用料及び手数料 使用料 教育使用料 社会教育使用料 西部コミュニティセンター使用料	1,275	△ 132	1,143	西部コミュニティセンター使用料収入が想定を下回ることによる減額。
	国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 社会教育費補助金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	5,722	△ 1,263	4,459	西部コミュニティセンター多目的ホール照明設備LED化工事における、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当額決定による減額。
小 計		6,997	△ 1,395	5,602	
文化センター管理事業	使用料及び手数料 使用料 教育使用料 社会教育使用料 文化センター使用料	2,687	△ 144	2,543	文化センター使用料収入が想定を下回ることによる減額。
	県支出金 県補助金 教育費県補助金 社会教育費補助金 地震・津波対策等減災交付金	214	1,521	1,735	文化センター大ホール天井耐震改修基本設計業務委託委託料決定により。 4,565,000円×1/3=1,521,000円
小 計		2,901	1,377	4,278	
生涯学習推進事業	県支出金 県補助金 教育費県補助金 社会教育費補助金 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	274	△ 246	28	事業実績による、補助金交付確定。 交付確定額28千円- 予算額274千円= △246千円
	諸収入 雑入 雑入 雑入 地域づくり推進事業助成金	114	△ 29	85	事業実績による、助成金交付確定。 交付確定額85千円- 予算額114千円= △29千円
小 計		388	△ 275	113	

充当先事業名	歳入科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
文化財保護事業	国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 社会教育費補助金 文化財保護事業費補助金	28,499	△ 261	28,238	史跡箱根旧街道災害復旧整備事業、交付決定により。 交付決定額28,238千円- 予算額28,499千円= △261千円
小 計		28,499	△ 261	28,238	
文化財調査事業	諸収入 受託事業収入 教育費受託事業収入 社会教育費受託事業収入 埋蔵文化財発掘調査受託事業収入	302	△ 302	0	埋蔵文化財発掘調査受託事業実績により減額。
小 計		302	△ 302	0	
図書館等管理事業	国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 社会教育費補助金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時 交付金	13,055	2,045	15,100	知恵の和館等複合施設照明設備LED化工事における、物価高騰対応重点支 援地方創生臨時交付金充当額決定による増額。
小 計		13,055	2,045	15,100	
仏の里美術館管理事業	使用料及び手数料 使用料 教育使用料 社会教育使用料 かななみ仏の里美術館観覧料	2,499	△ 410	2,089	仏の里美術館観覧料収入が想定を下回ることによる減額。
	諸収入 雑入 雑入 雑入 仏の里美術館絵はがき等代金	1,312	△ 544	768	絵はがき等代金収入が想定を下回ることによる減額。
小 計		3,811	△ 954	2,857	
社会体育総務事務事業	寄附金 寄附金 ふるさと納税寄附金 ふるさと納税寄附金 ふるさと納税寄附金（スポーツ・文 化振興）	3,000	△ 945	2,055	ふるさと納税寄附金が想定を下回ることによる減額。
小 計		3,000	△ 945	2,055	

充当先事業名	歳入科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
体育施設管理事業	使用料及び手数料 使用料 教育使用料 保健体育使用料 社会体育施設使用料	3,260	△ 194	3,066	社会体育使用料収入が想定を下回ることによる減額。
	国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 保健体育費補助金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時 交付金	8,059	2,913	10,972	函南町体育館アリーナ照明設備LED化工事における、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当額決定による増額。
小 計		11,319	2,719	14,038	
運動公園等管理事業	使用料及び手数料 使用料 教育使用料 保健体育使用料 有料公園施設使用料	4,709	450	5,159	有料公園施設使用料収入が想定を上回ることによる増額。
小 計		4,709	450	5,159	
合 計		80,783	△ 3,343	77,440	

令和6年度生涯学習課補正予算（第6号）要求一覧表

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
農村環境改善センター管理事業					
需用費	光熱水費	2,127	△ 400	1,727	電気料金の高騰が想定を下回ることによる減額。 使用見込額1,727千円- 予算額2,127千円= △400千円
小計		2,127	△ 400	1,727	
社会教育総務事務事業					
報酬	会計年度任用職員報酬	8,012	782	8,794	会計年度任用職員給与改定による増額。
報酬	会計年度任用職員時間外勤務手当等相当報酬	43	40	83	会計年度任用職員給与改定による増額。
給料	一般職給	39,046	1,325	40,371	総務課資料により、一般職給を増額する。
職員手当等	住居手当	818	10	828	総務課資料により、住居手当を増額する。
職員手当等	期末手当	8,478	447	8,925	総務課資料により、期末手当を増額する。
職員手当等	勤勉手当	6,981	401	7,382	総務課資料により、勤勉手当を増額する。
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	1,333	68	1,401	会計年度任用職員給与改定による増額。
職員手当等	会計年度任用職員勤勉手当	1,122	56	1,178	会計年度任用職員給与改定による増額。
共済費	一般職共済組合負担金	12,833	150	12,983	総務課資料により、共済組合負担金を増額する。
委託料	事務事業委託料 施設予約システム構築業務委託料	15,662	△ 13,464	2,198	プロポーザル実施による差金分を減額する。
小計		94,328	△ 10,185	84,143	
コミュニティ推進事業					
需用費	光熱水費	2,678	△ 500	2,178	電気料金の高騰が想定を下回ることによる減額。 使用見込額2,178千円- 予算額2,678千円= △500千円
小計		2,678	△ 500	2,178	

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
文化センター管理事業					
需用費	光熱水費	10,457	△ 500	9,957	電気料金の高騰が想定を下回ることによる減額。 使用見込額9,957千円- 予算額10,457千円= △500千円
小計		10,457	△ 500	9,957	
生涯学習推進事業					
負担金補助及び交付金	補助金 ガールスカウト静岡第89団補助金	60	△ 60	0	ガールスカウト静岡第89団廃団による減額。
小計		60	△ 60	0	
文化財保護事業					
委託料	設計監理委託料 史跡箱根旧街道災害復旧整備 工事施工監理業務委託料	7,260	△ 330	6,930	入札差金による減額。
小計		7,260	△ 330	6,930	
文化財調査事業					
報酬	会計年度任用職員報酬	2,103	65	2,168	会計年度任用職員給与改定による増額。
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	390	42	432	会計年度任用職員給与改定による増額。
職員手当等	会計年度任用職員勤勉手当	326	37	363	会計年度任用職員給与改定による増額。
小計		2,819	144	2,963	
図書館等管理事業					
報酬	会計年度任用職員報酬	24,881	2,191	27,072	会計年度任用職員給与改定による増額。
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	4,809	382	5,191	会計年度任用職員給与改定による増額。
職員手当等	会計年度任用職員勤勉手当	4,024	337	4,361	会計年度任用職員給与改定による増額。
需用費	光熱水費	11,792	△ 800	10,992	電気料金の高騰が想定を下回ることによる減額。 使用見込額10,992千円- 予算額11,792千円= △800千円
役務費	手数料 備品等処分手数料	55	△ 55	0	不要分減額。
小計		45,561	2,055	47,616	

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
仏の里美術館管理事業					
報酬	会計年度任用職員報酬	6,365	573	6,938	会計年度任用職員給与改定による増額。
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	1,025	68	1,093	会計年度任用職員給与改定による増額。
職員手当等	会計年度任用職員勤勉手当	858	60	918	会計年度任用職員給与改定による増額。
需用費	光熱水費	2,200	△ 500	1,700	電気料金の高騰が想定を下回ることによる減額。 使用見込額1,700千円- 予算額2,200千円= △500千円
負担金及び交付金	負担金 キッズアートプロジェクト加盟会費	30	△ 30	0	キッズアートプロジェクト解散による減額。
小計		10,478	171	10,649	
社会体育総務事務事業					
給料	一般職給	8,554	△ 3,378	5,176	総務課資料により、一般職給を減額する。
職員手当等	期末手当	1,632	△ 418	1,214	総務課資料により、期末手当を減額する。
職員手当等	勤勉手当	1,244	△ 383	861	総務課資料により、勤勉手当を減額する。
共済費	一般職共済組合負担金	3,578	△ 848	2,730	総務課資料により、共済組合負担金を減額する。
小計		15,008	△ 5,027	9,981	
運動公園等管理事業					
報酬	会計年度任用職員報酬	12,279	808	13,087	会計年度任用職員給与改定による増額。
委託料	施設管理委託料 運動公園多目的広場防塵剤散布業務委託料	2,386	△ 538	1,848	入札差金による減額。
委託料	施設管理委託料 柏谷公園野球場芝生管理業務委託料	4,998	△ 378	4,620	入札差金による減額。
小計		19,663	△ 108	19,555	
合 計		210,439	△ 14,740	195,699	

議案第4号

令和7年度函南町一般会計「教育費」予算について

令和7年度函南町の一般会計予算のうち教育委員会関係予算について、別紙のとおり作成したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和7年1月21日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和7年度函南町の一般会計予算のうち教育委員会関係予算について、町議会の議決を経るべき議案の作成にあたり、教育委員会の意見を求めるものです。

令和 7 年度 当初予算案説明書

函南町教育委員会
学 校 教 育 課

令和7年度 学校教育課当初予算説明資料(歳入)

(単位：千円)

財源充当先事業名	歳入科目	事業名	本年度当初予算額	前年度当初予算額	増減
事務局事務事業	県支出金	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	560	538	22
	小計		560	538	22
教育支援センター事務事業	寄付金	ふるさと納税寄付金(教育・人づくり及び子育て支援)	20,400	18,000	2,400
	小計		20,400	18,000	2,400
幼児教育センター事務事業	国庫支出金	教育支援体制整備事業費交付金	5,159	2,838	2,321
	小計		5,159	2,838	2,321
小学校管理事業	国庫支出金	教育支援体制整備事業費補助金	943	943	0
	国庫支出金	学校施設環境改善交付金	194,792	143,703	51,089
	国庫支出金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	3,900	0	3,900
	県支出金	校内教育支援センター支援員配置事業交付金	1,071	0	1,071
	財産収入	木材売払収入	1	1	0
	繰入金	町立学校建設基金繰入金	200,000	120,000	80,000
	諸収入	雑入 線下補償料地元交付金	23	23	0
	町債	学校教育施設等整備事業債	598,500	594,400	4,100
	小計		999,230	859,070	140,160
小学校教育振興事業	国庫支出金	要保護児童生徒援助費補助金	11	26	△ 15
	国庫支出金	特別支援教育就学奨励費補助金	783	855	△ 72
	国庫支出金	校内教育支援センター設置促進事業交付金	65	0	65
	諸収入	日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担分	786	0	786
	小計		1,645	881	764
東小学校教育振興事業	国庫支出金	校内教育支援センター設置促進事業交付金	6	0	6
	小計		6	0	6
中学校管理事業	国庫支出金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	2,600	0	2,600
	諸収入	雑入 私用電話料	1	1	0
	小計		2,601	1	2,600
中学校教育振興事業	国庫支出金	要保護児童生徒援助費補助金	30	62	△ 32
	国庫支出金	特別支援教育就学奨励費補助金	809	796	13
	諸収入	日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担分	420	0	
	小計		1,259	858	△ 19
	合計		1,030,860	882,186	148,254

■教育委員会事務事業

- ・教育委員会、就学支援委員会、いじめ防止等生徒指導連絡協議会及びいじめ問題対策専門委員会の委員報酬
- ・教育委員会:年12回、総合教育会議:年2回、就学支援委員会:年4回、いじめ防止等生徒指導連絡協議会:年2回の開催を予定
- ・町内小中学校教職員の研究活動奨励補助

(単位:千円)

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
01 報酬	教育委員、就学支援委員、いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員及びいじめ問題対策専門委員報酬	1,165	1,165	0	
07 報償費	記念品	5	5	0	
08 旅費	教育委員、就学支援委員、いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員及びいじめ問題対策専門委員費用弁償	304	304	0	
09 交際費	交際費	10	10	0	
10 需用費	図書雑誌費	3	0	3	教育委員会必携1冊
18 負担金補助及び交付金	県市町教育委員会連絡協議会負担金・町教育研究会事業費補助金等	713	742	△ 29	
合 計		2,200	2,226	△ 26	

■事務局事務事業

- ・教育委員会事務局の運営に要する経費
- ・教育長、職員の人件費、指導主事・ICT学習支援員の会計年度任用職員報酬等
- ・就学時健康診断業務委託や田方地区教員研修協議会の負担金等

(単位:千円)

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
01 報酬	結核対策委員・学校運営協議会委員・会計年度任用職員等報酬	5,138	4,780	358	人件費増によるもの
02 給料	教育長、一般職給	48,971	43,875	5,096	人件費増によるもの
03 職員手当等	期末手当、勤勉手当等	50,027	46,865	3,162	人件費増によるもの
04 共済費	職員共済組合負担金、会計年度任用職員保険料	15,767	14,483	1,284	人件費増によるもの
07 報償費	地域学校協働活動推進員・支援員謝金等	602	669	△ 67	
08 旅費	費用弁償・職員普通旅費	1,172	1,307	△ 135	
10 需用費	消耗品費、印刷製本費、図書雑誌費	2,152	698	1,454	「かんなんみ探検隊」訂版発行
11 役務費	通信運搬費等	399	400	△ 1	
12 委託料	就学時健康診断委託料	186	184	2	
13 使用料及び賃借料	複写機等使用料、AEDリース(全校分)	834	834	0	
18 負担金補助及び交付金	田方地区教員研修協議会負担金等	2,820	2,818	2	
21 補償補填金及び賠償金	授業目的公衆送信補償金	410	422	△ 12	
合 計		128,478	117,335	11,143	

■教育支援センター事務事業

- ・教育支援センターの運営に要する経費
- ・教育支援相談員、発達相談員、チーフカウンセラー、適応指導教室指導員等の会計年度任用職員報酬等
- ・教育支援センターの備品購入費

(単位：千円)

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
01 報酬	会計年度任用職員報酬・時間外勤務手当相当報酬	22,036	20,704	1,332	人件費増によるもの
03 職員手当等	会計年度任用職員期末手当・勤勉手当	7,721	8,341	△ 620	
08 旅費	費用弁償・職員普通旅費	328	223	105	
10 需用費	消耗品費、修繕料、図書雑誌費	536	256	280	エアコン室外機修理
11 役務費	通信運搬費	188	188	0	
13 使用料及び賃借料	複写機等使用料	120	120	0	
14 工事請負費	施設内改修工事費	0	158	△ 158	
17 備品購入費	庁用器具費	195	61	134	テーブル、ラック等
18 負担金補助及び交付金	全国適応指導教室連絡協議会負担金	5	5	0	
合 計		31,129	30,056	1,073	

3

■幼児教育センター事務事業

- ・幼児教育センターの運営に要する経費
- ・幼児教育指導主事、幼児教育アドバイザーの会計年度任用職員報酬等
- ・保育者向け研修等の運営費用

(単位：千円)

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
01 報酬	会計年度任用職員報酬・時間外勤務手当相当報酬	7,703	4,935	2,768	人件費増によるもの
03 職員手当等	会計年度任用職員期末手当・勤勉手当	2,140	734	1,406	人件費増によるもの
07 報償費	教育講演会講師謝金	220	100	120	講演回数増
08 旅費	費用弁償・職員普通旅費	159	130	29	
10 需用費	消耗品費、パンフレット印刷費、図書雑誌費	111	263	△ 152	
12 委託料	講習委託料	66	66	0	手洗い教室外部委託
合 計		10,399	6,228	4,171	

■小学校管理事業

・各学校の管理運営に要する経費

・委託は西小学校長寿命化改修工事施工監理業務委託、給食調理業務委託、給食公会計化に係る委託を、工事は西小学校の長寿命化改修工事他、各小学校の改修工事等を実施予定

・備品は、給食備品、保健備品、一般管理備品を購入予定

(単位：千円)

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
01 報酬	会計年度任用職員報酬・時間外勤務手当相当報酬	56,965	47,580	9,385	
02 給料	一般職給	16,198	12,292	3,906	
03 職員手当等	期末手当、勤勉手当等	28,084	25,643	2,441	
04 共済費	一般職共済組合負担金	4,533	3,766	767	
07 報償費	校医等謝金	1,828	1,875	△ 47	
08 旅費	費用弁償・職員普通旅費	1,404	1,372	32	
10 需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、教科書費等	63,188	82,872	△ 19,684	
11 役務費	通信運搬費、調理器清掃等各種手数料	15,577	15,756	△ 179	
12 委託料	施設管理・事務事業・医務事業・施工監理	158,907	146,294	12,613	
13 使用料及び賃借料	複写機等使用料、OA機器賃借料、借地料等	43,248	42,255	993	
14 工事請負費	西小長寿命化改修工事、各校改修工事等	1,025,127	867,128	157,999	
15 原材料費	維持修繕用原材料(土砂等)	614	661	△ 47	
16 公有財産購入費	小学校借地購入費	0	50,000	△ 50,000	
17 備品購入費	給食・保健・一般管理備品	3,488	5,629	△ 2,141	
18 負担金補助及び交付金	県学校給食栄養士会負担金、給食食材費補填事業補助金	5,687	1,077	4,610	
合 計		1,424,848	1,304,200	120,648	

■各小学校管理事業

・各小学校で使用する用紙や事務用等の各種消耗品費

(単位：千円)

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
10 需用費	01 消耗品費	7,305	7,639	△ 334	

小学校管理事業合計

(単位：千円)

学校管理費合計		本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
		1,432,153	1,311,839	120,314	

■小学校教育振興事業

- ・各小学校の教育振興に要する経費
 - ・小学校の外国語指導助手（ALT・4人）委託、備品は家庭科・体育・音楽・理科・視聴覚・特別支援用等の教材を整備予定
 - ・要保護・準要保護児童就学援助費、特別支援教育就学奨励費の支給
- （単位：千円）

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
07 報償費	教育講師謝金、卒業記念品	352	444	△ 92	
10 需用費	印刷製本費、修繕費、図書雑誌費	2,688	2,924	△ 236	
11 役務費	通信運搬費、教材調整・研磨・知能検査手数料	2,611	2,767	△ 156	
12 委託料	ALT、GIGAスクール端末保守管理業務委託料等	23,463	23,367	96	
13 使用料及賃借料	OA機器賃借料	4,541	4,962	△ 421	
17 備品購入費	教材用備品購入費	3,981	2,591	1,390	
18 負担金補助及び交付金	校長会等負担金、日本スポーツ振興センター共済掛金負担金	2,168	1,416	752	
19 扶助費	就学援助費	7,539	7,384	155	
合 計		47,343	45,855	1,488	

5

■各小学校教育振興事業

- ・授業に直接使用する各種消耗品等の購入
- （単位：千円）

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
10 需用費	01 消耗品費	2,351	2,315	36	

小学校教育振興事業合計

（単位：千円）

教育振興費合計	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
	49,694	48,170	1,524	

■中学校管理事業

- ・各中学校の管理運営に要する経費
- ・工事は、各中学校の改修工事等を実施予定
- ・備品は、給食備品、保健備品、一般管理備品を購入予定

(単位：千円)

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
01 報酬	会計年度任用職員報酬・時間外勤務手当相当報酬	21,221	17,389	3,832	
02 給料	一般職給	10,272	9,474	798	
03 職員手当等	期末手当、勤勉手当等	12,893	11,507	1,386	
04 共済費	一般職共済組合負担金	3,046	2,920	126	
07 報償費	校医等謝金	902	904	△ 2	
08 旅費	職員普通旅費、会計年度任用職員費用弁償等	351	337	14	
10 需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、教科書費	46,438	41,043	5,395	
11 役務費	通信運搬費、調理器清掃等各種手数料	8,045	7,941	104	
12 委託料	施設管理・事務事業・医務事業	93,572	86,775	6,797	
13 使用料及び賃借料	複写機等使用料、OA機器賃借料、借地料等	18,237	17,483	754	
14 工事請負費	各校改修工事等	7,486	2,648	4,838	
15 原材料費	維持修繕用原材料（土砂等）	380	381	△ 1	
17 備品購入費	給食・保健・一般管理備品	957	2,441	△ 1,484	
18 負担金補助及び交付金	県学校給食栄養士会負担金、給食食材費補填事業補助金	3,681	600	3,081	
合 計		227,481	201,843	25,638	

6

■各中学校管理事業

- ・各中学校で使用する用紙や事務用等の各種消耗品費

(単位：千円)

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
10 需用費	消耗品費	3,326	3,502	△ 176	

中学校管理事業合計

(単位：千円)

学校管理費合計	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
	230,807	205,345	25,462	

■中学校教育振興事業

- ・各中学校の教育振興に要する経費
- ・中学校の外国語指導助手（ALT・2人）委託、備品は数学、理科、保健体育、特別支援等の教育備品を整備予定
- ・要保護・準要保護児童就学援助費、特別支援教育就学奨励費の支給

（単位：千円）

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
07 報償費	教育講師謝金、卒業記念品	423	502	△ 79	
10 需用費	修繕費、図書雑誌費等	2,219	2,273	△ 54	
11 役務費	通信運搬費等	1,441	1,695	△ 254	
12 委託料	GIGAスクール管理委託、ALT業務委託	11,673	11,635	38	
13 使用料及賃借料	OA機器賃借料等	8,405	7,946	459	
17 備品購入費	教材用備品	3,588	3,468	120	
18 負担金補助及び交付金	校長会等負担金、日本スポーツ振興センター共済掛金負担金、部活動等補助金	6,140	5,474	666	
19 扶助費	就学援助費	7,685	8,619	△ 934	
合 計		41,574	41,612	△ 38	

■各中学校教育振興事業

- ・授業に直接使用する消耗品等の購入

（単位：千円）

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
10 需用費	消耗品費	1,835	1,932	△ 97	

中学校教育振興事業合計

（単位：千円）

教育振興費合計	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
	43,409	43,544	△ 135	

学校教育課全体

（単位：千円）

学校教育課合計	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
	1,928,269	1,764,743	163,526	

令和 7 年度 当初予算案説明書

函南町教育委員会
生涯学習課

令和7年度生涯学習課当初予算説明資料（歳入）

（単位：千円）

財源充当先事業名	収入科目	事業名	本年度予算額	前年度予算額	増 減
農村環境改善センター管理事業	使用料及び手数料	農村環境改善センター使用料	358	1	357
	国庫支出金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	0	5,802	△ 5,802
	小 計		358	5,803	△ 5,445
コミュニティー推進事業	使用料及び手数料	西部コミュニティーセンター使用料	1,300	1,275	25
	国庫支出金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	0	5,722	△ 5,722
	諸収入	西部コミュニティーセンター光熱水費負担金	1,215	1,228	△ 13
	小 計		2,515	8,225	△ 5,710
文化センター管理事業	使用料及び手数料	文化センター使用料	2,700	2,687	13
	県支出金	地震・津波対策等減災交付金	16,392	0	16,392
	諸収入	市町村振興協会地震・津波対策事業交付金	5,464	0	5,464
	諸収入	公衆電話使用料	1	1	0
	町債	公共施設等適正管理推進事業債	24,500	0	24,500
	小 計		49,057	2,688	46,369
生涯学習推進事業	県支出金	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	296	274	22
	諸収入	地域づくり推進事業助成金	114	114	0
	諸収入	学びの杜講座音楽著作権使用料	11	8	3
	小 計		421	396	25
文化財保護事業	国庫支出金	文化財保護事業費補助金	0	28,499	△ 28,499
	県支出金	文化財保護事業費補助金	0	1,666	△ 1,666
	諸収入	函南町誌代金	7	6	1
	小 計		7	30,171	△ 30,164

財源充当先事業名	収入科目	事業名	本年度予算額	前年度予算額	増 減
文化財調査事業	諸収入	埋蔵文化財発掘調査受託事業収入	1,105	302	803
	小 計		1,105	302	803
図書館等管理事業	国庫支出金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	0	13,055	△ 13,055
	小 計		0	13,055	△ 13,055
仏の里美術館管理事業	使用料及び手数料	かんなみ仏の里美術館観覧料	2,258	2,499	△ 241
	諸収入	仏の里美術館太陽光発電売電収入	25	22	3
	諸収入	仏の里美術館絵はがき等代金	586	664	△ 78
	諸収入	仏の里美術館ふるさと納税返礼品収入	1	1	0
	小 計		2,870	3,186	△ 316
社会体育総務事務事業	寄附金	ふるさと納税寄附金（スポーツ・文化振興）	2,400	3,000	△ 600
	小 計		2,400	3,000	△ 600
体育施設管理事業	使用料及び手数料	社会体育施設使用料	3,350	3,260	90
	小 計		3,350	3,260	90
運動公園等管理事業	使用料及び手数料	有料公園施設使用料	5,000	4,709	291
	小 計		5,000	4,709	291
木立キャンプ場管理事業	使用料及び手数料	キャンプ場施設使用料	253	287	△ 34
	小 計		253	287	△ 34
	合 計		67,336	75,082	△ 7,746

令和7年度生涯学習課当初予算説明資料（歳出）

■農村環境改善センター管理事業

・農村環境改善センターの維持管理運営に要する経費。

（単位：千円）

予 算 科 目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
10 需用費	消耗品費、光熱水費、修繕料	1,628	2,949	△ 1,321	
11 役務費	通信運搬費、手数料（浄化槽清掃、雨樋清掃）	865	926	△ 61	
12 委託料	施設管理委託料	3,354	3,316	38	
13 使用料及び賃借料	テレビ受信料、賃借料、借地料	437	437	0	
14 工事請負費	事務所ブラインド取替工事	90	7,920	△ 7,830	
17 備品購入費		0	407	△ 407	
合 計		6,374	15,955	△ 9,581	

■社会教育総務事務事業

・生涯学習推進のための社会教育事業に携わる職員の人件費。

・社会教育委員会：年間2回の開催を予定。

・生涯学習施設共通システム用機器賃借料、システム使用料。

（単位：千円）

予 算 科 目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
01 報酬	社会教育委員報酬9人 会計年度任用職員報酬5人、会計年度任用職員時間外勤務手当等相当報酬	8,028	7,248	780	
02 給料	一般職給 課長以下11人	40,876	40,954	△ 78	
03 職員手当等	地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、管理職手当、 期末手当、勤勉手当、児童手当、会計年度任用職員期末手当・勤勉手当	27,004	24,696	2,308	
04 共済費	一般職共済組合負担金	13,127	13,299	△ 172	
08 旅費	費用弁償、普通旅費、会計年度任用職員費用弁償	230	323	△ 93	
10 需用費	修繕料、図書雑誌費	0	35	△ 35	
12 委託料	施設予約システム構築業務委託料	0	16,104	△ 16,104	
13 使用料及び賃借料	OA機器使用料、OA機器賃借料	1,318	1,817	△ 499	
18 負担金補助及び交付金	県社会教育委員連絡協議会会費、東部社会教育振興協議会負担金	158	158	0	
合 計		90,741	104,634	△ 13,893	

■コミュニティ推進事業

・西部コミュニティセンターの維持管理運営に要する経費。

・シャギリ保存事業費補助金(6団体を予定)、コミュニティ推進事業費補助金(21事業を予定)、コミュニティ施設整備費補助金(9区を予定) (単位:千円)

予 算 科 目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
08 旅費	普通旅費	6	6	0	
10 需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料	2,201	3,663	△ 1,462	
11 役務費	通信運搬費、手数料(樹木剪定、警報装置付替え)	768	770	△ 2	
12 委託料	施設管理委託料、物品管理委託料、事務事業委託料	6,657	6,880	△ 223	
13 使用料及び賃借料	テレビ受信料、賃借料	46	46	0	
14 工事請負費	西部コミュニティセンター多目的ホール扉改修工事 西部コミュニティセンター多目的ホール地窓網戸設置工事	3,124	7,810	△ 4,686	
17 備品購入費		0	18	△ 18	
18 負担金補助及び交付金	シャギリ保存事業費補助金、コミュニティ推進事業費交付金、 コミュニティ施設整備費補助金	2,861	4,614	△ 1,753	
合 計		15,663	23,807	△ 8,144	

■文化センター管理事業

・文化センターの維持管理運営に要する経費。

(単位:千円)

予 算 科 目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
10 需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料	11,095	13,486	△ 2,391	
11 役務費	通信運搬費、手数料(クリーニング代、ピアノ調律、消火器詰替え、備品等処分)	1,179	1,202	△ 23	
12 委託料	施設管理委託料、事務事業委託料、設計監理委託料	30,849	16,403	14,446	
13 使用料及び賃借料	複写機等使用料、テレビ受信料、賃借料、OA機器賃借料、借地料	2,911	2,654	257	
14 工事請負費	外壁改修工事 3階機械室屋根防水工事	41,151	546	40,605	
16 公有財産購入費	駐車場用地1筆	17,000	0	17,000	
17 備品購入費	冷蔵庫	58	949	△ 891	
22 償還金利子及び割引料	文化センター使用料還付金	30	30	0	
合 計		104,273	35,270	69,003	

■生涯学習推進事業

- ・ かなみ学びの杜講座、文化祭、はたちの集い、放課後子どもプラン、青少年健全育成大会等に要する経費。
- ・ 委託料：文化祭、青少年学習わいわい塾
- ・ 町内各社会教育団体補助金(女性の会、文化協会、ボーイスカウト、単位子ども会等)

(単位:千円)

予 算 科 目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
07 報償費	報償金（生涯学習講座講師謝金、家庭・青少年教育講師謝金、放課後子どもプラン運営委員報償金、音楽公演会講師謝礼）記念品（はたちの集い、少年の主張発表）	1,204	1,317	△ 113	
08 旅費	普通旅費	55	49	6	
10 需用費	消耗品費、食糧費、印刷製本費	538	538	0	
11 役務費	通信運搬費、賠償補償保険料	74	47	27	
12 委託料	事務事業委託料	4,354	2,945	1,409	
13 使用料及び賃借料	かなみ学びの杜講座音楽著作物使用料、自動車借上料	136	64	72	
18 負担金補助及び交付金	負担金（県青少年育成会議会費）、補助金	1,056	1,145	△ 89	
合 計		7,417	6,105	1,312	

■文化財保護事業

- ・ 史跡箱根旧街道、柏谷横穴群、丹那断層等の文化財の保護・保全に要する経費。
- ・ 文化財保護審議会：年間2回の開催を予定。
- ・ 史跡箱根旧街道災害復旧整備事業を実施。（報償費、旅費）

(単位:千円)

予 算 科 目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
01 報酬	文化財保護審議委員報酬6人	80	80	0	
07 報償費	文化財清掃謝礼（県・町指定文化財11件） 史跡箱根旧街道災害復旧整備委員報償費	153	180	△ 27	
08 旅費	費用弁償、普通旅費	104	256	△ 152	
10 需用費	消耗品費、光熱水費、修繕料	458	807	△ 349	
11 役務費	手数料(樹木伐採、浄化槽清掃、史跡箱根旧街道土砂運搬)	1,761	1,174	587	
12 委託料	施設管理委託料(丹那断層、柏谷横穴群、箱根旧街道)	4,799	11,626	△ 6,827	
13 使用料及び賃借料	丹那断層駐車場用地借地料	22	22	0	
14 工事請負費	史跡箱根旧街道安全対策工事 柏谷横穴群法面植生シート設置工事	1,895	34,601	△ 32,706	
合 計		9,272	48,746	△ 39,474	

■文化財調査事業

・埋蔵文化財の発掘調査、出土品の調査・整理に要する経費。

(単位:千円)

予 算 科 目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
01 報酬	会計年度任用職員報酬(文化財整理室)1人	2,203	2,115	88	
03 職員手当等	会計年度任用職員期末手当・勤勉手当	842	713	129	
08 旅費	会計年度任用職員費用弁償	49	53	△ 4	
10 需用費	消耗品費、修繕料	126	178	△ 52	
11 役務費	通信運搬費(文化財整理室連絡用携帯電話)	64	95	△ 31	
12 委託料	事務事業委託料(埋蔵文化財発掘調査支援業務委託)	1,533	0	1,533	
13 使用料及び賃借料	賃借料	513	476	37	
合 計		5,330	3,630	1,700	

■図書館等管理事業

・かなみ知恵の和館の維持管理運営に要する経費と、町立図書館の運営に要する経費。

・図書館協議会：年間2回開催予定。

・図書館データベース使用料、貸出業務用図書館システム使用料。

(単位:千円)

予 算 科 目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
01 報酬	図書館協議会委員報酬7人 会計年度任用職員報酬(司書7人・事務5人)	29,419	24,974	4,445	
03 職員手当等	会計年度任用職員期末手当・勤勉手当	10,700	8,833	1,867	
07 報償費	研修会講師謝金	200	132	68	
08 旅費	費用弁償、普通旅費、会計年度任用職員費用弁償	603	585	18	
10 需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、図書雑誌費、法規追録代	15,556	20,620	△ 5,064	
11 役務費	通信運搬費、手数料、賠償補償保険料(図書館ボランティア傷害保険)	1,264	951	313	
12 委託料	施設管理委託料、事務事業委託料	13,988	10,819	3,169	
13 使用料及び賃借料	使用料、複写機等使用料、OA機器使用料、テレビ受信料、賃借料、 OA機器賃借料、借地料、	14,175	14,170	5	
14 工事請負費	図書館入口自動ドア防護柵設置工事、図書館2階女子トイレ壁掛扇風機設置 エレベータ内電源基盤交換工事	943	18,216	△ 17,273	
17 備品購入費	デジタルカメラ、掃除機、アンプマイク等 図書購入費(新刊書、視聴覚資料)	5,068	5,000	68	
18 負担金補助及び交付金	負担金(日本・静岡県図書館協会、視覚障害者情報総合ネットワーク負担金等)	125	125	0	
合 計		92,041	104,425	△ 12,384	

■仏の里美術館管理事業

- ・ かなみ仏の里美術館の維持管理運営に要する経費。
- ・ かなみ仏の里美術館運営審議会：年間2回開催予定。

(単位:千円)

予 算 科 目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
01 報酬	美術館運営審議会委員報酬9人、会計年度任用職員報酬4人	7,388	6,484	904	
03 職員手当等	会計年度任用職員期末手当・勤勉手当	2,367	1,883	484	
07 報償費	ボランティアガイド養成講座講師謝金	67	0	67	
08 旅費	費用弁償、普通旅費、特別旅費、会計年度任用職員費用弁償	596	625	△ 29	
10 需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料	4,080	4,094	△ 14	
11 役務費	通信運搬費、広告料、手数料(浄化槽汚泥清掃手数料等) 賠償補償保険料(ボランティアガイド賠償保険)	1,028	976	52	
12 委託料	施設管理委託料	3,320	3,306	14	
13 使用料及び賃借料	複写機等使用料、賃借料、OA機器賃借料、借地料(駐車場用地)	557	555	2	
14 工事請負費	空調機改修工事、照明設備LED化工事	2,749	748	2,001	
17 備品購入費	多目的室プロジェクター購入、掃除機	860	212	648	
18 負担金補助及び交付金	県博物館協会会費	18	48	△ 30	
合 計		23,030	18,931	4,099	

■社会体育総務事務事業

- ・スポーツのまち宣言推進事業として、各種スポーツ教室等の開催費用と体育普及を促進するための経費。
- ・スポーツ推進審議会：年間2回開催予定。
- ・部活動地域連携・地域移行推進協議会：年間3回開催予定。
- ・スポーツ推進委員活動事務事業委託料、静岡県市町対抗駅伝競走大会業務委託料
- ・町内各社会教育団体補助金(体育協会、スポーツ少年団、競技会出場選手等激励金)

(単位:千円)

予 算 科 目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
01 報酬	スポーツ推進審議会委員報酬7人	93	140	△ 47	
02 給料	一般職給 職員2人	8,837	11,268	△ 2,431	
03 職員手当等	地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当	6,400	7,096	△ 696	
04 共済費	一般職共済組合負担金	2,939	4,175	△ 1,236	
07 報償費	スポーツ教室講師謝金、部活動地域連携・地域移行推進協議会委員謝金	316	40	276	
08 旅費	費用弁償、普通旅費	157	178	△ 21	
10 需用費	消耗品費、被服費	305	484	△ 179	
11 役務費	通信運搬費(イベント連絡用携帯電話)、賠償補償保険料(スポーツ推進委員保険料等)	106	42	64	
12 委託料	事務事業委託料	3,830	3,830	0	
17 備品購入費		0	226	△ 226	
18 負担金補助及び交付金	負担金(田方地区・静岡県・全国スポーツ推進委員連絡協議会) 補助金(体育協会、スポーツ少年団、競技会出場選手等激励金)	4,469	4,404	65	
合 計		27,452	31,883	△ 4,431	

8

■体育施設管理事業

- ・学校体育施設の開放と、函南町体育館、肥田簡易グラウンドの維持管理運営に要する経費。

(単位:千円)

予 算 科 目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
10 需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料	4,395	4,925	△ 530	
11 役務費	通信運搬費、手数料(浄化槽清掃、庭木剪定等)	644	990	△ 346	
12 委託料	施設管理委託料(函南町体育館、肥田グラウンド管理) 事務事業委託料	8,464	9,504	△ 1,040	
13 使用料及び賃借料	テレビ受信料、賃借料、借地料	8,658	8,658	0	
14 工事請負費	函南町体育館駐車場照明設置工事、函南町体育館屋根・外壁防水工事 丹那小学校照明柱補修工事	10,196	35,588	△ 25,392	
17 備品購入費	大型送風機	99	144	△ 45	
22 償還金利子及び割引料	償還金(社会体育・学校体育施設使用料還付金)	10	10	0	
合 計		32,466	59,819	△ 27,353	

■運動公園等管理事業

・かなみ運動公園と柏谷公園野球場の維持管理運営に要する経費。

(単位:千円)

予 算 科 目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
01 報酬	会計年度任用職員報酬6人 会計年度任用職員時間外勤務手当等相当報酬	14,203	12,320	1,883	
03 職員手当等	会計年度任用職員期末手当・勤勉手当	5,216	4,498	718	
08 旅費	会計年度任用職員費用弁償	234	234	0	
10 需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料	6,029	6,577	△ 548	
11 役務費	通信運搬費、手数料(浄化槽清掃)	684	786	△ 102	
12 委託料	施設管理委託料(運動公園、柏谷公園野球場)	18,309	19,834	△ 1,525	
13 使用料及び賃借料	テレビ受信料、賃借料	54	22	32	
14 工事請負費	柏谷公園野球場一塁側照明柱補修工事	1,155	0	1,155	
15 原材料費	維持修繕用砂(運動公園多目的運動広場・テニスコート、柏谷公園野球場)	128	237	△ 109	
17 備品購入費	台車	25	111	△ 86	
22 償還金利子及び割引料	償還金(有料公園施設使用料還付金)	10	10	0	
合 計		46,047	44,629	1,418	

■木立キャンプ場管理事業

・木立キャンプ場の維持管理運営に要する経費。

(単位:千円)

予 算 科 目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
10 需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料	503	475	28	
11 役務費	通信運搬費、手数料(クリーニング代、清掃、浄化槽清掃、樹木剪定)	1,085	777	308	
12 委託料	施設管理委託料	1,578	1,529	49	
13 使用料及び賃借料	テレビ受信料、賃借料、借地料	197	197	0	
14 工事請負費	炊事場屋根改修工事	902	77	825	
15 原材料費	整地用スコリア	33	33	0	
17 備品購入費	残留塩素測定DPDテストキット	22	846	△ 824	
合 計		4,320	3,934	386	

生涯学習課全体

(単位:千円)

生涯学習課合計	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
	464,426	501,768	△ 37,342	

議案第 5 号

町立みのり幼稚園 複式学級の編成について

町立みのり幼稚園における入園児数の減少に伴い、令和 7 年度の 3 歳児及び 4 歳児クラスを複式学級として編成することについて、教育委員会の意見を求める。

令和 7 年 1 月 21 日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

町立みのり幼稚園において、令和 7 年度に見込まれる 3 歳児、4 歳児の入園児数が、両クラスを足しても 10 名に達しない見込みとなったことから、園での活動や集団生活での学びを考慮し、複式学級を編成することについて教育委員会の意見を求めるものです。

(令和7年1月21日 教育委員会資料)

案 件

函南町立みのり幼稚園 複式学級の編成について

厚生部 子育て支援課

みのり幼稚園の複式学級編成について

1 概 要

令和 7 年度のみのもり幼稚園の新入園児（3 歳児）数は、令和 7 年 1 月 15 日現在で 3 名となる見込みです。また、新 4 歳児は 6 名の見込みですが、その内 1 名は保育園への転園を希望、2 名は療育施設と併用しながらの通園となる見込みです。園での活動や集団生活の適正規模を考慮し、令和 7 年度の 3 歳児、4 歳児クラスを複式学級として編成し、活動を行うこととしたいと考えます。

2 理 由

函南町立幼稚園規則（昭和 39 年 4 月 1 日教委規則第 1 号）には複式学級についての定めはありませんが、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」（昭和 33 年 5 月 1 日法律第 116 号）において、学校の学級編成においては小学 1 年生を含む場合、2 つ以上の学年を合わせても 8 人以下となる場合には 2 学年で 1 学級を編成すること、と示されています。

函南町立幼稚園規則（昭和 39 年 4 月 1 日教委規則第 1 号）第 4 条において、「幼稚園は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき」と定められています。学校教育法第 22 条には、幼稚園の目的として「健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」と示しており、その目的を実現するための目標のひとつとして集団生活があげられています。

文部科学省が公表している「幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究」では、1 学級に 3 歳児は 20 人前後、4、5 歳児は 21 人以上 30 人程度の集団が適切とされており、周囲へ関心を持ち、共に行動する、力を合わせるなど、協同性を培う手段としてある程度の人数での集団生活は必要であると考えます。

町内幼稚園園長への聴取でも、クラス活動は 10 人程度が行いやすいとの意見があり、みのり幼稚園の新 3 歳児は 3 人、また、新 4 歳児も最大で 6 人と見込まれており、合わせても 9 人であることから、園での活動や園児の成長、教諭の配置等を考慮し、新 3・4 歳児を複式学級として編成したいと考えます。

なお、11 月開催の町内幼稚園園長会において、みのり幼稚園の新3・4 歳児については、複式学級が妥当ではないかとの意見もいただいております。

3 その他

支援が必要な子どもの数等、人数以外にも考慮しなければならない事項があると考えられることから、人数のみで複式学級の編成を決定することは難しいと考えます。そのため、函南町幼稚園規則には複式等の規定はありませんが、新たに規定を設けることはせず、函南町幼稚園規則第 28 条の規定により、教育委員会に諮り決定することとしたいと考えます。

また、幼稚園への入園児数が減少していることから、廃園や廃園に伴う受入停止の基準、また統合についての基準を設ける等の対応を早急に行っていく必要があると考えております。

○参考：学校編成の標準

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律

学級編成の区分	1 学級の児童数
同学年の児童で編成する学級	35 人
2 の学年の児童で編成する学級	16 人以下
2 の学年の児童で編成する学級 (1 年生含む場合)	8 人以下

参考資料

令和 7 年度 幼稚園入園児数見込

(令和7年1月15日 現在)

単位:人

歳児	3歳児クラス				4歳児クラス				5歳児クラス				合 計			
園名	男	女	計	クラス数	男	女	計	クラス数	男	女	計	クラス数	男	女	計	クラス数
春光幼稚園	5	9	14	1	8	5	13	1	11	9	20	1	24	23	47	3
丹那幼稚園	3	4	7	1	2	2	4	1	2	4	6	0	7	10	17	2
二葉こども園	4	1	5	1	2	3	5	1	3	3	6	1	9	7	16	3
間宮幼稚園	5	1	6	1	4	8	12	1	10	6	16	1	19	15	34	3
みのり幼稚園	0	3	3	1	3	3	6	1	6	5	11	1	9	11	20	3
自由ヶ丘幼稚園	12	11	23	2	11	15	26	2	17	21	38	2	40	47	87	6
合計	29	29	58	7	30	36	66	7	49	48	97	6	108	113	221	20

令和6年度

学校区別児童生徒数調べ（未就学児童）

令和 7年 1月 6日 現在
令和 7年 1月 6日 作成

総合計

	0歳 (R 6. 4. 2~R 7. 4. 1)			1歳 (R 5. 4. 2~R 6. 4. 1)			2歳 (R 4. 4. 2~R 5. 4. 1)			3歳 (R 3. 4. 2~R 4. 4. 1)			4歳 (R 2. 4. 2~R 3. 4. 1)			5歳 (H31. 4. 2~R 2. 4. 1)			6歳 (H30. 4. 2~H31. 4. 1)			合計		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
函南小学校	21	15	36	30	25	55	35	28	63	34	24	58	35	33	68	30	26	56	29	33	62	214	184	398
丹那小学校	3	3	6	1	4	5	1	2	3	4	4	8	2	4	6	2	5	7	3	2	5	16	24	40
桑村小学校	5	5	10	3	5	8	8	0	8	8	6	14	7	5	12	4	5	9	5	7	12	40	33	73
東小学校	26	16	42	33	24	57	45	29	74	40	44	84	37	48	85	49	50	99	52	54	106	282	265	547
西小学校	12	13	25	20	19	39	19	20	39	16	22	38	26	26	52	38	30	68	26	34	60	157	164	321
合計	67	52	119	87	77	164	108	79	187	102	100	202	107	116	223	123	116	239	115	130	245	709	670	1,379

○函南町立幼稚園規則

昭和39年4月1日教委規則第1号

改正

昭和49年4月27日教委規則第1号
昭和52年1月15日教委規則第1号
平成2年3月22日教委規則第1号
平成4年6月22日教委規則第3号
平成5年9月28日教委規則第2号
平成7年1月24日教委規則第1号
平成8年10月7日教委規則第3号
平成10年12月1日教委規則第3号
平成12年8月28日教委規則第4号
平成14年2月1日教委規則第2号
平成16年8月18日教委規則第2号
平成17年11月10日教委規則第4号
平成19年11月27日教委規則第2号
平成27年3月26日教委規則第4号
平成28年3月30日教委規則第4号
平成30年3月27日教委規則第7号
平成31年1月22日教委規則第1号
令和3年12月22日教委規則第7号

函南町立幼稚園規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 入園年齢及び編成（第5条—第7条）
- 第3章 保育年限、保育期間及び休業日（第8条—第11条）
- 第4章 保育内容及び保育週数（第12条・第13条）
- 第5章 入園、退園及び休園（第14条—第19条）
- 第6章 成績評価、課程の修了及び卒園（第20条・第21条）
- 第7章 賞罰（第22条—第24条）

第8章 職員等（第25条・第26条）

第9章 利用者負担額（第27条）

第10章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、函南町立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の管理運営に関する基本的事項について定めるものとする。

第2条及び第3条 削除

第4条 この幼稚園は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、学齢前の幼児を保育し適当な環境を与えて、その心身の発達を助長し、善良なる性情を涵養し、家庭教育と緊密な連携のもとに就学の根基を培うをもって目的とする。

第2章 入園年齢及び編成

第5条 この幼稚園に入園することのできる者は、当町に在住する年齢満3歳から、就学の始期に達するまでの幼児とする。ただし、就学を猶予された者については、学齢に達しても在園することのできるものとする。

第6条 この幼稚園の学級数及び収容定員は、それぞれ次のとおりとする。

幼稚園名	学級数		
	3歳児	4歳児及び5歳児	収容定員
春光幼稚園	2	4	180人
丹那幼稚園	1	2	70人
二葉こども園	2	2	105人
間宮幼稚園	2	4	180人
みのり幼稚園	2	4	180人
自由ヶ丘幼稚園	3	6	270人

第7条 この幼稚園の4歳児及び5歳児の1学級当たりの幼児数は、35人以内とする。ただし、特別の事情あるときは40人までとすることができる。

2. この幼稚園の3歳児の1学級当たりの幼児数は、20人以内とする。ただし、特別の事情のあるときは25人までとすることができる。

第3章 保育年限、保育期間及び休業日

第8条 この幼稚園の保育年限は、3年とする。

第9条 保育期は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第10条 保育期を次の3保育期に分ける。

第1保育期 4月1日から8月31日まで

第2保育期 9月1日から12月31日まで

第3保育期 1月1日から3月31日まで

第11条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- (2) 日曜日
- (3) 土曜日
- (4) 夏季休業日 7月20日から8月31日までの間において、園長の定める期間
- (5) 冬季休業日 12月20日から翌年1月10日までの間において、園長の定める期間
- (6) 学年末休業日 3月21日から3月31日までの間において、園長の定める期間
- (7) その他園長が必要と認めた休業日20日以内

2 前項第4号から第7号を通じて、85日以内とする。

第4章 保育内容及び保育週数

第12条 保育内容は、幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）の基準に従い次のとおりとするが、それらは相互に密接な関連があり、幼児の具体的、総合的な経験や活動を通じて達成すべきものである。

領域	課程
健康	健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。 (1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 (2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。 (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。
人間関係	他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。 (1) 幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。 (2) 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動

	する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。 (3) 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。
環境	周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。 (1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。 (2) 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。 (3) 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。
言葉	経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。 (1) 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 (2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。 (3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。
表現	感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。 (1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。 (2) 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。 (3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。

第13条 保育週数、時数は、原則として次の通りとする。

(1) 保育週数 年39週以上

(2) 保育時数 1日4時間を標準とする。ただし、幼児の心身の発達の種類や季節に応じて、適切に配慮する。

2 前項第2号に規定する保育の始業及び終業の時刻は、午前8時から午後3時までの間において園長が別に定める。

第5章 入園、退園及び休園

第14条 入園は教育委員会がこれを許可する。

2 入園の時期は、保育期の始めとする。ただし、教育委員会が定員に欠員があると認めた時に限り、随時入園を許可することができる。

第15条 入園しようとする者は、教育委員会が定める支給認定申請書兼入園申込書に必要事項を記入して、これを保護者より教育委員会に提出しなければならない。

第16条 退園しようとする者は、教育委員会の定める退園願を保護者より園長を通して、教育委員会に提出して許可を得なければならない。

第17条 休園しようとする者は、その事由を附して保護者より園長を通して、これを教育委員会に願い出なければならない。

第18条 園児が疾病その他の事由により欠席するときは、保護者より園長に届け出るものとする。欠席1週間以上に及ぶときは園長は状況を調査し、引続き1ヶ月以上に及ぶときは、園長より欠席者を教育委員会に届け出なければならない。

第19条 園長は園児が伝染性悪疫又は不良行為のため、他の園児の保育に支障あると認めるときは、保護者と協議の上登園を停止することができる。この場合園長は教育委員会に報告しなければならない。

第6章 成績評価、課程の修了及び卒園

第20条 成績評価については、幼稚園指導要録に基いて、園長が別にこれを定める。

第21条 園長は、保育課程を修了したと認める者に修了証書を授与するものとする。ただし、3分の1以上の保育を受けない場合は修了を認めない。

第7章 賞罰

第22条 園長は優秀な園児を褒賞することができる。

第23条 教育委員会は、無断欠席30日以上にわたる者を園長の報告に基づき退園させることができる。

第24条 前条に規定するほか、教育委員会は園長より事情を聴取し、やむを得ないと認めるときは、退園させることができる。

第8章 職員等

第25条 学校教育法に基づいて、園長及び教諭を置く。ただし、必要に応じて主任教諭を置くことができる。

2 前項の外必要な職員を置くことができる。

3 園長は園務をつかさどり、所属職員を監督する。

4 主任教諭は園長を助け、園務の一部を整理し、園児の保育をつかさどる。

5 教諭は園児の保育をつかさどる。

6 助教諭は教諭を助けて園児の保育をつかさどる。

7 第1項及び第2項に規定する職員の定数は、別に函南町職員定数条例（昭和39年函南町条例第12号）による。

第26条 学校保健安全法に基づいて、園医、園歯科医及び園薬剤師を置く。

2 園医、園歯科医及び園薬剤師は、園長の内申に基づいて、教育委員会が委嘱する。

第9章 利用者負担額

第27条 利用者負担額は、函南町特定教育・保育等の利用者負担額に関する条例（平成27年函南町条例第14号）の規定により、これを納付しなければならない。

第10章 雑則

第28条 この規則の施行上必要な細則は、教育委員会が別にこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年4月27日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年1月15日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年3月22日教委規則第1号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年6月22日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、平成4年9月1日から施行する。

附 則（平成5年9月28日教委規則第2号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年1月24日教委規則第1号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年10月7日教委規則第3号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年12月1日教委規則第3号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年8月28日教委規則第4号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年2月1日教委規則第2号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年8月18日教委規則第2号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月10日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年11月27日教委規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日教委規則第4号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日教委規則第4号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日教委規則第7号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月22日教委規則第1号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月22日教委規則第7号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

発令 昭33年5月1日法律第116号

最終改正 令和3年6月11日号外法律第63号

改正内容 令和3年6月11日号外法律第63号[令和5年4月1日]

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

〔昭和三十三年五月一日法律第百十六号〕

〔文部大臣署名〕

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律をここに公布する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

(この法律の目的)

第一条 この法律は、公立の義務教育諸学校に関し、学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて義務教育水準の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

2 この法律において「特別支援学校」とは、学校教育法に規定する特別支援学校で小学部又は中学部を置くものをいう。

3 この法律において「教職員」とは、校長、副校長及び教頭（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長、副校長及び教頭とし、特別支援学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する特別支援学校の校長、副校長及び教頭とする。）、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。）並びに事務職員（それぞれ常勤の者に限る。第十七条を除き、以下同じ。）をいう。

(学級編制の標準)

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、都道府県又は市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号を除き、以下同じ。）町村の設置する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表

の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学 級 編 制 の 区 分	一学級の児童又は生徒の数
小学校 (義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。)	同学年の児童で編制する学級 二の学年の児童で編制する学級 学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級（以下この表及び第七条第一項第五号において単に「特別支援学級」という。）	三十五人 十六人 (<u>第一学年の児童を含む学級にあつては、八人</u>) 八人
中学校 (義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。)	同学年の生徒で編制する学級 二の学年の生徒で編制する学級 特別支援学級	四十人 八人 八人

- 3 各都道府県ごとの、都道府県又は市町村の設置する特別支援学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数の基準は、六人（文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、三人）を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

（学級編制）

第四条 都道府県又は市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制は、前条第二項又は第三項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準を標準として、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して行う。

- 2 指定都市の設置する義務教育諸学校の学級編制は、小学校又は中学校にあつては前条第二項の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ同表の下欄に掲げる数を一学級の児童又は生徒の数の標準とし、特別支援学校の小学部又は中学部にあつては六人（文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、三人）を一学級の児童又は生徒の数の標準として、当該指定都市の教育委員会が、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して行う。

（学級編制についての都道府県の教育委員会への届出）

第五条 市町村の教育委員会は、毎学年、当該市町村の設置する義務教育諸学校に係る前条第一項の学級編制を行つたときは、遅滞なく、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。届け出た学級編制を変更したときも、同様とする。

学校教育法

発令　　：昭和22年3月31日法律第26号

最終改正：令和6年6月26日号外法律第69号

改正内容：令和6年6月26日号外法律第69号[令和6年6月26日]

○学校教育法

〔昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号〕

〔総理・内務・大蔵・文部大臣副署〕

朕は、枢密顧問の諮詢を経て、帝国議会の協賛を経た学校教育法を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

学校教育法

目次

- 第一章 総則（第一条―第十五条）
- 第二章 義務教育（第十六条―第二十一条）
- 第三章 幼稚園（第二十二条―第二十八条）
- 第四章 小学校（第二十九条―第四十四条）
- 第五章 中学校（第四十五条―第四十九条）
- 第五章の二 義務教育学校（第四十九条の二―第四十九条の八）
- 第六章 高等学校（第五十条―第六十二条）
- 第七章 中等教育学校（第六十三条―第七十一条）
- 第八章 特別支援教育（第七十二条―第八十二条）
- 第九章 大学（第八十三条―第一百十四条）
- 第十章 高等専門学校（第一百五十五条―第一百二十三条）
- 第十一章 専修学校（第二百二十四条―第一百三十三条）
- 第十二章 雑則（第一百三十四条―第一百四十二条）
- 第十三章 罰則（第一百四十三条―第一百四十六条）

附則

〔幼稚園の設置廃止等〕

第四条の二 市町村は、その設置する幼稚園の設置廃止等を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

第三章 幼稚園

〔目的〕

第二十二条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

〔目標〕

第二十三条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

〔教育の支援〕

第二十四条 幼稚園においては、第二十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

〔保育内容〕

第二十五条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二条及び第二十三条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

- ② 文部科学大臣は、前項の規定により幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定めるに当たっては、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十五条第二項の規定により児童福祉施設に関して内閣府令で定める基準（同項第三号の保育所における保育の内容に係る部分に限る。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十条第一項の規定により主務大臣

が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項との整合性の確保に配慮しなければならない。

- ③ 文部科学大臣は、第一項の幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定めるときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

〔入園資格〕

第二十六条 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

〔園長、教頭、教諭その他の職員〕

第二十七条 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。

- ② 幼稚園には、前項に規定するもののほか、副園長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。
- ③ 第一項の規定にかかわらず、副園長を置くときその他特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。
- ④ 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。
- ⑤ 副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
- ⑥ 教頭は、園長（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。
- ⑦ 主幹教諭は、園長（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育をつかさどる。
- ⑧ 指導教諭は、幼児の保育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- ⑨ 教諭は、幼児の保育をつかさどる。
- ⑩ 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。
- ⑪ 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第七項の規定にかかわらず、園長（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

〔準用規定〕

第二十八条 第三十七条第六項、第八項及び第十二項から第十七項まで並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、幼稚園に準用する。

報告第 1 号

町立自由ヶ丘幼稚園の学級編成について

令和 7 年度の町立自由ヶ丘幼稚園の 4 歳児クラスの見込児童数は 26 名となり、函南町立幼稚園規則で定める 1 学級当たりの幼児数の範囲内となりますが、支援が必要な児童への対応のため、令和 7 年度の 4 歳児については 2 クラスで学級を編成することについて報告するものです。

令和 7 年 1 月 21 日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

報告理由

令和 7 年度の 4 歳児クラスの児童見込数は 26 名であり、函南町立幼稚園規則に定める 4 歳児の 1 学級当たりの幼児数 35 人以内に該当し 1 クラス編成の範囲となりますが、令和 7 年度に 4 歳児となる現在の 3 歳児クラスには支援が必要な児童が多く、個別での声掛けや少人数での落ち着ける生活を維持するため、令和 7 年度の 4 歳児を 2 クラスで編成することとするため、教育委員会へ報告するものです。

報告第2号

函南町いじめ問題対策専門委員の委嘱について

函南町いじめ問題対策専門委員会条例（いじめ防止対策推進法第14条第3項）の規定により、別紙の者を函南町いじめ問題対策専門委員に委嘱したので、教育委員会に報告する。

令和7年1月21日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

委嘱していた委員の任期が、令和6年12月26日を以て満了となったが、欠員となっていた弁護士委員について、教育委員会に報告するものです。

函南町いじめ問題対策専門委員会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	委嘱期間	所属	
学識経験を有する者	ハラダ タダシ 原田 唯司	令和 6 年12月27日 ～令和 8 年12月26日	静岡大学名誉教授	再任
弁護士	イツタ サナエ 出田 早苗	令和 6 年12月27日 ～令和 8 年12月26日	カトレア法律事務所	新任
精神科医	キリノ エイジ 桐野 衛二	令和 6 年12月27日 ～令和 8 年12月26日	順天堂大学医学部附属静岡病院 メンタルクリニック	再任
臨床心理士	サカイ ミノル 坂井 稔	令和 6 年12月27日 ～令和 8 年12月26日	臨床心理士	再任

函南町いじめ問題対策専門委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、函南町いじめ問題対策専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) いじめの防止等のための対策に係る事項
- (2) 法第24条に規定する事案に係る事項
- (3) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 専門委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 弁護士
- (3) 精神科医
- (4) 臨床心理士
- (5) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が適当と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 専門委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 専門委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

報告第3号

令和7年度小学校・中学校入学通知について

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条の規定に基づき、令和7年度に入学する児童生徒の保護者に対し、入学通知書を発送したので別紙のとおり報告する。

令和7年1月21日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和7年4月1日付けで小学校又は中学校に入学する就学予定者の保護者に対し、入学通知書を別紙のとおり発送したので、教育委員会に報告するものです。

令和7年度 小学校・中学校入学通知について

学校教育法施行令第5条の規定に基づき、令和7年度に入学する児童生徒の保護者に対し、入学通知書を発送しましたので報告します。

1 発送日 令和7年1月20日(月)

2 対象者

(1) 小学校入学者

学校名	令和7年度入学者	令和6年度入学者
函南小学校	62名	64名
丹那小学校	4名	8名
桑村小学校	11名	12名
東小学校	103名	103名
西小学校	59名	77名
計	239名	264名

(2) 中学校入学者

学校名	令和7年度入学者	令和6年度入学者
函南中学校	144名	140名
東中学校	166名	152名
計	310名	292名

3 令和7年度児童・生徒数、学級数(推計)

小学校 1,639名 70学級(内、特別支援学級 8学級)

中学校 890名 33学級(内、特別支援学級 5学級)

合計 2,529名 103学級(内、特別支援学級 13学級)



事 務 連 絡
令和 7 年 1 月 30 日

教育委員 各位

学 校 教 育 課 長

令和 6 年度卒業式及び令和 7 年度入学式へのご臨席について

令和 6 年度卒業式・卒園式及び令和 7 年度入学式・入園式について、別紙のとおり調整させていただきましたので、各委員ご来賓としてご臨席をお願い申し上げます。

なお、案内状につきましては、各校・園より発送いたします。受付時間、開式時間については、改めて案内状をご確認頂きますようお願いいたします。

令和6年度卒業・卒園式 及び 令和7年度入学・入園式ご臨席一覧表

卒業・卒園式

学校（園）名	挙 行 日	開式時間 (予定)	御臨席依頼者(敬称略)			
春光幼稚園	3月18日(火)	9:30	林委員（祝辞）			
丹那幼稚園	〃	9:30	久保田教育長（祝辞）			
二葉こども園	〃	9:30	渡邊委員（祝辞）			
間宮幼稚園	〃	9:30	梅原教育次長（祝辞）			
みのり幼稚園	〃	9:30	勝俣委員（祝辞）			
自由ヶ丘幼稚園	〃	9:30	小永井委員（祝辞）			
函南小学校	3月19日(水)	9:00	仁科町長（祝辞）	渡邊委員		
丹那小学校	〃	9:00	久保田教育長（祝辞）	小永井委員		
桑村小学校	〃	9:10	田口議長（祝辞）	梅原教育次長		
東小学校	〃	9:15	佐野副町長（祝辞）	林委員		
西小学校	〃	9:00	兵藤副議長（祝辞）	勝俣委員		
函南中学校	3月19日(水)	13:00	田口議長（祝辞）	佐野副町長	小永井委員	勝俣委員
東中学校	〃	13:30	仁科町長（祝辞）	久保田教育長	渡邊委員	林委員

入学・入園式

学校（園）名	挙 行 日	開式時間 (予定)	御臨席依頼者(敬称略)			
函南小学校	4月7日(月)	9:00	兵藤副議長（祝辞）	林委員		
丹那小学校	〃	10:00	仁科町長（祝辞）	勝俣委員		
桑村小学校	〃	10:00	久保田教育長（祝辞）	小永井委員		
東小学校	〃	9:30	田口議長（祝辞）	教育次長		
西小学校	4月9日(水)	9:30	佐野副町長（祝辞）	渡邊委員		
函南中学校	4月7日(月)	13:30	仁科町長（祝辞）	久保田教育長	渡邊委員	勝俣委員
東中学校	〃	13:30	田口議長（祝辞）	佐野副町長	小永井委員	林委員
春光幼稚園	4月8日(水)	9:30	令和7年度より入園式は来賓なしとする			
丹那幼稚園	〃	9:30				
二葉こども園	〃	9:30				
間宮幼稚園	〃	9:30				
みのり幼稚園	〃	9:30				
自由ヶ丘幼稚園	〃	9:30				

※ 開式時間は予定時間を掲載しております。参集時間等は学校・園から発送される案内状をご確認ください。

函南町部活動地域連携・地域移行推進協議会 次第

日 時 令和 7 年 1 月 29 日 (水)
午後 7 時 00 分より

会 場 函南町文化センター 多目的ホール

1 開 会

2 委 嘱 状 伝 達

3 挨 拶

4 委 員 自 己 紹 介

5 副会長の選任

6 議 事

(1) 函南町における部活動の地域連携・地域移行に向けた取り組みの進捗状況と
今後の方向性について

(2) 函南町における地域クラブの認定制度について

7 そ の 他

8 閉 会

函南町部活動地域連携・地域移行推進協議会 委員名簿（案）

No.	規 定	所 属 等	氏 名	要綱
1	スポーツ団体関係者	スポーツ協会代表	三田 良治	1 号
2		スポーツ少年団代表	米川 清詞	
3		スポーツ推進委員代表	伊藤 仁美	
4	文化団体関係者	文化協会代表	佐藤 泰博	2 号
5	保護者代表	町内小学校保護者代表	秋田 真子	3 号
6		函南中学校保護者代表	宗像 真也	
7		函南東中学校保護者代表	石井 雅隆	
8	学校関係者	函南中学校校長	若月 哲也	4 号
9		函南東中学校校長	小松 孝洋	
10		函南中学校教員代表 (運動部系)	山田 大	
11		函南東中学校教員代表 (文化部系)	尾村 明子	
12	その他教育委員会が 適当と認める者	一般社団法人 アスルクラロススポーツクラブ代表	山本 浩佑	5 号
13		伊豆ジュニアプラス代表	監物 孝恭	
14				
15				

※ 委員の任期は、要綱第5条により令和7年 月 日から令和9年 月 日とする。

函南町教育委員会後援申請一覧 (令和7年1月定例教育委員会分)

	事業名	主催者名	開催日 開催場所	入場料	過去承認	報告有無
1	三島・長泉こどもミュージカル第9回公演 「なんなんとうに雪がふる」	三島・長泉子どもミュージカル 代表者 阿部 衣梨	令和7年3月30日(日) 三島市民文化会館大ホール	有料	有	有
2	金管楽器 体験見学会	伊豆ジュニアプラス 団長 吉田 章	令和7年3月29日(土) 長岡総合会館 アクシスカつらぎ 多目的ホール	無料	有	有
3	以下余白					
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

(第1号様式)

令和6年12月16日

函南町教育長 様

申請者

住 所

氏 名 阿部衣梨

(連絡先)



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	三島・長泉こどもミュージカル第9回公演 「なんなんとうに雪がふる」		
期 日	令和7年3月30日(日) 13:00~18:40		
会 場	三島市民文化会館大ホール		
主催者	団体名	三島・長泉こどもミュージカル	
	代表者	阿部 衣梨	
	所在地	三島市	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	☒ 有 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	沼津市教育委員会、三島市教育委員会、裾野市教育委員会、伊豆の国市教育委員会、長泉町教育委員会、清水町教育委員会、静岡新聞社、静岡放送、FM ボイスキュー (予定)

裏面があります。

受付

6.12.16

生涯学習課

事業の対象と目的	対象は主に静岡県東部の小・中学生及び高校生とその保護者 目的はミュージカルの創作活動を通じ、心から湧き上がる喜びや感動、仲間達と一緒に努力して得られる達成感を演じる側が感じる事。また観る側にも情操教育の一助となれば、と考えている。		
事業内容	週1回、地元の小中高校生を対象にミュージカルのレッスンを実施。その練習の成果の発表の場とするとともに、地域の芸術文化発展のため、教育委員会の後援をいただきながら、年1回地元での公演開催を目標としている。(今年度は本公演に加えて11月に小規模公演を初開)出演者は静岡県東部の小・中・高校生。		
申請理由	劇団を2014年に立ち上げてから毎年1年に1度の公演を継続開催してきた。少しずつ認知度が上がってきたものの、まだまだ存在を知られていないと感じている。 後援申請をさせていただき、一人でも多くの人に観ていただきたいと考え、申請に至る。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	指定席 S 2,500 円 A 2,200 円 B 1,800 円 オンライン 2,000 円円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

事業計画書

三島・長泉子どもミュージカル

2024. 12. 13

事業名	三島・長泉子どもミュージカル第9回公演『なんなんとうに雪がふる』
事業目的	週1回、地元の小中学生を対象に、地元の音楽講師、バレエ講師 劇団BDPの専門講師を迎えてミュージカルのレッスンを行っており、年1回の 地元での公演開催(今年度は初の試みとして新人小規模公演を追加開催)を 目標に活動しています。 子どもたちは、自分自身を表現することの楽しさを学ぶと同時に、みんなで一 丸となって舞台を作り上げることを通じ、思いやりの心を育んでいます。 また本公演は、人間の子どもたちが、不思議な少女や妖精たちとの出会いを 通して、自然の美しさとそれを守ることの大切さに気づいていくファンタジック な冒険物語をテーマとした演目で、観覧する地元の子どもたちの情操教育の 一助となることを期待して企画しています。
事業内容	《あらすじ》 なつきちゃんの家に、ある日、ななほちゃんという小さな女の子がやってきま す。妹ができる！と喜ぶなつきちゃんですが、ななほちゃんは、不思議な女 の子でした。突然雪を降らせたり、妖精の“ぼっちぼっち”を呼び出したり…。 ななほちゃんを巡って探偵団が現れたり、伝説の大男が現れたり。さあ、い つもの公演を飛び出して、こどもたちの冒険がはじまります！ 《主な出演者》 徳丸こころ、宮田希美、小濱千咲、清水そら、岩本日と、阿部かほ、高村い おり、野田遙、佐藤琴音、藤澤咲樹、天野詩乃、中村日菜理、山本琴葉、小 林姫咲葵、上坂望、斉藤聖桜、加藤獅穂、阿部莉歩、石井心彩、山島悠希、 参河晴都、宇野碧衣、阪川宥奈、平川千聖、泉谷もな、渡辺葉月、佐藤み み、山田久美子、石井桃香、佐野新奈、佐藤ゆきみ、 猿田のん、櫻井栞、佐野新奈、石井美和、加藤紗和、高巣優花、矢澤七音、 茂呂柚希、大星千桜、山田はつき、松久由香里、齋藤光、藤田ちひろ、良知 勇成、木下夏帆、山田萌日、宮田朱里 《主なスタッフ》 演出：櫻井みずき 振付：名取真紀 歌唱指導：江本麻奈美 総合プロデューサー：中沢 千尋 (以上劇団 BDP) 他
事業による効果	首都圏と比較して、生のミュージカルに触れる機会が圧倒的に少ない地域で あるため、貴重な機会となること、殊に情操教育の面において、五感で感じ ていただく。

収 支 予 算 書

1 収入

区 分	金 額	摘 要
参加費	2,415,000 円	劇団員参加費 50,000 円×47 人=2,350,000 円 役割増 65,000 円
入場料	1,800,000 円	全席指定 S 席 2,500 円 A 席 2,200 円 B 席 1,800 円
オンライン配信料	200,000 円	1 チケット 2,000 円
広告協賛	500,000 円	地元企業等に依頼予定
合 計	4,915,000 円	

2 支出

区 分	金 額	摘 要
会場費・設備使用料	570,000 円	三島市民文化会館(リハーサル・本番)
舞台費 (照明・音響・衣装)	1,554,000 円	機材・設営スタッフ人件費等
舞台設備費・運搬費	880,000 円	運搬車両・スタッフ人件費等
印刷費	30,000 円	公演チラシ・パンフレット
舞台演出料・講師料 著作権使用料	806,000 円	
講師交通費	386,200 円	
撮影費	300,000 円	舞台写真・動画撮影
その他雑費	388,800 円	
合 計	4,915,000 円	

三島・長泉子どもミュージカル第8回公演

3
月
23
日、
開幕！



新しい桃太郎、生まれる。

ミュージカル

桃太郎！

脚本・東直子 音楽・片野真吾

ももたろう

■公演日程

2024年3月23日(土)

13:00 開演／昼組

17:00 開演／夕組

※開場は開演の30分前

※上演時間約1時間50分(休憩含む)

■会場

三島市文化会館 大ホール

■劇場鑑賞チケット(全席指定)

SS席 3,000円(ノベルティ付)

S席 2,200円 A席 1,800円



■収録配信チケット

2,000円+手数料

◎配信期間: 0月00日(月)～

0月00日(月)



児童劇団 **大きな夢**

氏名下の役名の
は昼組、
は夕組、
は夕組、
黒文字は両組共通。



齊藤 希海 (高2)
鬼の村 / 人間



芹澤 優花 (高3)
桃の里 / 鬼



小濱 千咲 (高1)
桃の里 / 鬼



清水 そら (中3)
桃の里 / 鬼



徳丸 こころ (中2)
桃の里 / ライオン



宮田 希美 (中2)
おせん / 桃の里



梁 世姫 (高2)
おばあさん



岩本 日和 (中1)
シロ・鬼の少女・鬼の一族 / 桃の里



阿部 菜歩 (小6)
桃の里 / シロ / 鬼



高村 衣良織 (小5)
村人 / 桃太郎 (幼年) / 鬼



野田 航世 (小4)
桃の里 / 人間



野田 遙 (中3)
村人 / 鬼 / メイソン



佐藤 琴音 (中1)
おせん / 桃の里 / 鬼



北條 珠妃 (小6)
桃の里 / シロ・鬼の少女・鬼の一族



藤澤 咲樹 (中2)
おせん / 桃の里



天野 詩乃 (小6)
シロ / 鬼・村人



小林 姫咲葵 (小6)
桃の里 / 鬼



上坂 望 (小6)
桃の里 / シロ・鬼の一族



斎藤 聖桜 (小6)
コロ / 鬼・村人



中村 日菜理 (小5)
おせん / 鬼・村人



山本 琴葉 (小5)
鬼 / 桃の里 / シロ



青木 郁弥 (中1)
コロ / 村人 / 鬼



山島 悠希 (小6)
鬼・村人 / シロ・鬼 / 人間



平川 千聖 (小6)
鬼・村人 / シロ・鬼 / 人間



加藤 花恋 (小5)
桃の里 / 鬼の一族



宇野 碧衣 (小5)
村人 / シロ・鬼の一族



石井 心彩 (小4)
おせん / シロ / 鬼



参河 晴都 (小4)
シロ / 人間



阪川 有奈 (小4)
シロ / 鬼 / 桃の里 / 鬼の一族



阿部 莉歩 (小3)
おせん / 鬼の一族 / 桃太郎 (幼少)



加藤 獅穂 (小2)
うめ吉 / 鬼の一族



堀井 匠 (高2)
おじいさん / 鬼



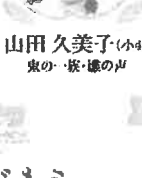
泉谷 もな (中1)
村人 / シロ / 人間



渡辺 葉月 (小6)
おせん / 村人 / 鬼の一族



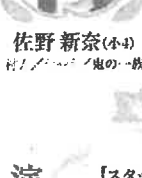
佐藤 みみ (小5)
シロ / シロ・鬼の一族



山田 久美子 (小4)
鬼の一族・桃の里



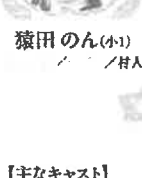
石井 桃香 (小4)
村人 / シロ・鬼の一族



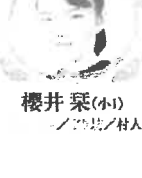
佐野 新奈 (小4)
村人 / シロ・鬼の一族



佐藤 ゆきみ (小2)
おせん / 鬼 / 村人



猿田 のん (小1)
シロ / 村人



櫻井 菜 (小1)
シロ / 鬼 / 村人

三島・長泉子どもミュージカル第8回公演

ミュージカル

桃太郎!

【あらすじ】 春の日差しに包まれた桃の里の村。おばあさんが川へ洗濯にやってくると、大きな桃が流れてきて、中からなんと赤ん坊が生まれます。桃太郎と名付けられると、たくましく成長していきますが、力が強すぎたり動物の言葉を理解できることから「ばけものだ」と罵られ、人と通うことに思い悩むことに。ある日、村を襲う鬼を退治しに出かけた桃太郎は、鬼の一族がなぜ島へ追いやられたのか真相を知り…。誰もが知る昔話の「桃太郎」を新しい視点から描いた心温まる物語。

【チケットお申込み・お問合せ】

（劇場鑑賞チケット）

3月14日（土）10:00 発売

お申し込み・座席表はQRから▶▶



（収録配信チケット）

3月14日（土）10:00 発売

お申し込みはQRから▶▶



◎各出演者 ◎メール: mnkm201410@gmail.com
◎ https://peraichi.com/landing_pages/view/mnkm

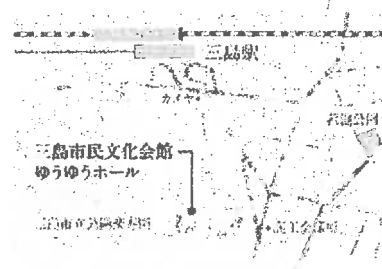
3歳未満の方のご入場は制限いたしますが、お客様方の御付添いにご希望いただく場合がございます。チケット購入時にご相談ください。

【スタッフ】

- 演出／櫻井みずき
- 振付／濱由季子
- 舞台美術／中川香純
- 照明／渡邊雄太
- 音響／小橋亨
- 舞台監督／中野祐
- 歌唱指導／江本麻奈美
- ダンス指導／名取真紀
- 衣装／BDP 衣裳センター
- 映像制作／株式会社カラーズ
- イラスト／山手澄香
- 宣伝美術／嶋田典彦
- 制作／三島・長泉
子どもミュージカル父母会
- 総合プロデューサー／中沢千尋

【主なキャスト】

配役	昼組	夕組
桃太郎	清水そら	芹澤優花
鬼姫	小濱千咲	齊藤希海
おせん	藤澤咲樹	宮田希美
シロ（さる）	天野詩乃	山本琴葉
コロ（犬）	斎藤聖桜	上坂望
キキ（きじ）	佐藤琴音	小林姫咲葵



【後援】 三島市教育委員会／長泉町教育委員会／沼津市教育委員会／裾野市教育委員会／伊豆の国市教育委員会／清水町教育委員会／南岡町教育委員会／静岡新聞社／静岡放送／FM ボイス・キュー

【劇団員募集】

- 対象／小学生～高校生（年長児も相談）
- 稽古／毎週日曜日 18:00～20:00
- 場所／三島市民文化会館・長泉町文化センター他
- お問合せ／mnkm201410@gmail.com

詳細はこちらから



児童劇団「大きな夢」は、三島・長泉子どもミュージカルを含め、首都圏、札幌、福岡等、全国26ヶ所で子どもミュージカルの活動をサポートしています。

〒206-0812 東京都稲城市矢野1851-2
☎042-401-5345 https://www.okinayume.jp

大きな夢

(第1号様式)

令和6年12月24日

函南町教育長 様

住 所

申請者

氏 名 白鳥 剛教

(連絡先)



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	金管楽器 体験見学会		
期 日	令和7年3月29日(土) 午前9:30~午前11:40		
会 場	長岡総合会館 アクシスカつらぎ 多目的ホール		
主催者	団体名	伊豆ジュニアプラス	
	代表者	団長 吉田 章	
	所在地	三島市	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	☒ ・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	三島市教育委員会、清水町教育委員会、長泉町教育委員会、伊豆の国市教育委員会

裏面があります。

事業の対象 と 目 的	対象：おもに三島市、伊豆の国市、伊豆市、函南町、清水町、長泉町の小学校に通う小学3年から6年生までの児童ならびにその保護者 目的：さまざまな種類の金管楽器を実際に吹いてみて、音の出し方や音色を感じてもらう。また、音楽と楽器への理解を深め、自己表現の増進や新たな音や感覚の世界との出会いを創出し、広く芸術の入り口を啓蒙する。		
事業内容	・伊豆ジュニアプラス指導スタッフによる楽器紹介と、演奏披露 ・金管楽器を実際に吹いてみる体験会 ・伊豆ジュニアプラスによる演奏披露		
申請理由	多くの人に知ってもらう為		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

金管楽器 体験見学会

主催：伊豆ジュニアプラス

対象者：静岡県東部地区の小学校に通う児童（新3年生～新6年生）とその保護者

参加予定人数：50名

当日予定

開催日：令和7年3月29日（土）

場所：長岡総合会館 アクシスカつらぎ 多目的ホール

9：30 参加者受付開始

10：00 体験会開始

- ・指導スタッフによる各楽器の紹介と演奏披露
- ・楽器吹奏体験
- ・伊豆ジュニアプラスの児童による演奏披露

11：40 終了予定

金管楽器を吹いてみよう

金管楽器や打楽器を、実際に見て、触って、吹いてみませんか？

吹いてみたい子、興味のある子、あつまれ～！

♪ 令和7年 3月29日（土） 9:50～11:40（受付 9:30～）

♪ 長岡総合会館 アクシスカつらぎ 多目的ホール

参加費 無料

（伊豆の国市古奈255）

※ 駐車場は、会館南側の第4駐車場をご利用ください。

♪ 対象 … **小学生 新3年生～新6年生**

定員 50名程度

（申込締切 3月22日）

♪ 持ち物 … 水筒、タオル

主催：伊豆ジュニアプラス

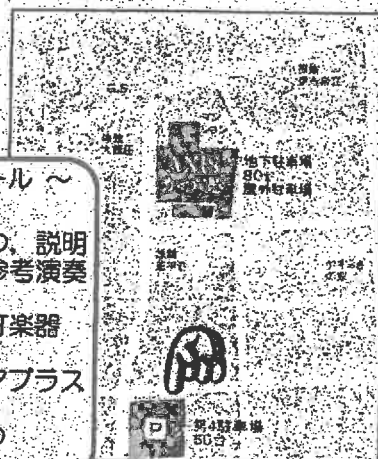
後援：伊豆の国市、三島市、伊豆市、函南町、
長泉町、清水町 各教育委員会

問い合わせ《メールのみ》

izu_junior_brass@yahoo.co.jp

～ タイムスケジュール ～

9:30 受付開始
9:50 開会あいさつ、説明
楽器紹介、参考演奏
10:00 体験開始
金管楽器、打楽器
11:00 体験終了
11:10 伊豆ジュニアプラス
演奏
11:35 閉会あいさつ
1:40 終了予定



参加申し込み 右記QRコードにて、お申し込みください。

※ 状況によっては、延期や中止となる可能性もあります。ご了承ください。
なお、その際、申し込みされた方にはメールでお知らせいたします。



☆過去の体験の様子☆

過去の体験会の画像掲載予定

音の出し方などを、伊豆ジュニアプラスの子たちがアドバイスします。

♪ 一緒に楽しく演奏しませんか？ ♪



「伊豆ジュニアブラス」では一緒に活動する仲間を募集しています。

- ・編成 金管バンド（コルネット、トランペット、アルトホルン、トロンボーン、ユーフォニアム、チューバ、打楽器）
- ・活動日 月2回程度。基本的に、第1・第3土曜日の午後（13:15～16:15）
- ・活動場所 三島市立錦田小学校、北小学校 （基本的に保護者による送迎）
- ・活動費 1か月 1,000円
- ・団員 小学校3～6年生 52名 [三島、田方、駿東地区の小学生]
- ・指導スタッフ 22名（各パートに指導者がつきます）、中高生サポーター12名
- ・楽器 近隣の小学校で使われていない楽器を再生したものを、無料で貸与します。

・これまでの主な活動

- 2014年度 金管楽器体験講座（8月）、伊豆ジュニアブラス 結成（9月）
静岡県小学校管楽器合奏フェスティバル（沼津市民文化センター）初ステージ
- 2015年度 三島夏祭りプラスステージ、伊豆中央高校吹奏楽部 冬のコンサート、楽寿の森芸術祭
- 2016年度 東京ディズニーシー15周年スペシャルパレード演奏、ハッスルマッスル三島公演
- 2017年度 静岡県教育研究会音楽教育研究部夏季研究大会 研究演奏、JAまつり

- 2018年度 全国
- 2019年度 いず
- 2020年度 長岡
- 2021年度 十国
- 2022年度 熱海
- 道
- 十国
- 全国

2024年度 活動記録追記予定

- 2023年度 伊豆長岡温泉 温泉場お散歩市7周年、吹奏楽アカデミーinみしま
川の駅伊豆城山オープンイベント オープニングセレモニー
神奈川県西部「開成ジュニアアンサンブル」との交流会（裾野市民文化センター）
静岡県小学校管楽器合奏フェスティバル（長泉町文化センターバルフォーレ）
全国小学校管楽器合奏フェスティバル 東日本大会（横浜 みなとみらいホール）
第4回スペシャルコンサート（三島市民文化会館ゆうゆうホール）

【毎年】

- ・静岡県小学校管楽器合奏フェスティバル
- ・スペシャルコンサート（自主開催）
- ・金管楽器体験会



Instagram



Facebook



X [twitter]



伊豆ジュニアブラス団則

第1章 総 則

第1条（名称）

本団の名称を伊豆ジュニアブラスとし、略称をIJBとする。

第2条（設立年月日）

2014年9月4日

第3条（練習場所）

本団の練習場所を下記とする。

静岡県三島市谷田966

三島市立錦田小学校音楽室

第4条（目的）

本団は、設立有志の理念を尊重し金管楽器、打楽器の練習を通じ、演奏技術の習得は基より音楽の楽しさ、アンサンブルの楽しさ、創造性、協調性並びに社会性を育むこと。多くの発表する場を通じチャレンジ精神と自信を養うこと。音楽教育の基本を尊重し感性豊かな児童の育成と地域の音楽推進に寄与することを目的とする。

第5条（活動）

1 本団は、以下の人員により活動を推進する。

- (1) 団員は、三島、田方、駿東及び近隣地域の小学校3年生から6年生を対象に金管楽器等の演奏を希望する児童。
- (2) 指導者は、音楽の基本及び演奏力における指導力が認められ、本団の指導者として相応しい人格を持つ者として団長が認めた者。
- (3) 保護者は、団の趣旨を理解し運営に協力する全ての団員保護者。
- (4) 中高生サポーターは、本団を卒団後も団員のサポートを希望する中学生及び高校生。
- (5) 協力隊は、団の趣旨を理解し運営に協力する卒団生及びその保護者。

2 練習は以下のように定める。

練習は、原則月2回土曜日に第3条の定めによる場所で行い、午後1時30分から4時00分まで行う。ただし、イベント参加前等はこの限りでない。

3 演奏活動

- (1) 年に数回の演奏活動を行う。
- (2) 小学生を対象とした「金管楽器を吹いてみよう」を年一回開催し、入団希望者の受入れと吹奏楽の振興を行う。
- (3) その他演奏依頼やイベント参加については都度団会議で協議し決定する。

第6条（団の運営）

本団の運営は、指導者会役員が主導し指導者会、後援会が共に連携して行う。

第7条（楽器類）

本団は、教育機関等からの寄付、譲渡並びに借受けた楽器類の他、団費により購入した楽器類を所有管理する。これを団員及び指導者に無償貸与する。

第2章 組 織

第8条（構成）

本団は、次の構成をもって組織する。

- (1) 入団した全ての児童は団員となり、団員間の融和と謙虚な姿勢を持って指導を受けるため、団員の代表としてリーダー及び副リーダーを置く。各パートにはパートリーダーを置く。
- (2) 指導者会は、全ての指導者により構成する。指導者は研鑽を惜しまず、団員が音楽を楽しみながら演奏技術の習得が出来るよう指導の質の向上を目指すための会を置く。
- (3) 後援会は、団員全ての保護者により構成する。練習時や演奏発表会行事の補助、指導者の補助をする等、団の運営を積極的にサポートするための会を置く。
- (4) 中高生サポーターは、本団の理念、運営、活動に賛同する本団を卒団した中学生及び高校生により構成する。指導者の指示のもと、団員への指導の補佐および演奏のサポートを行う。
- (5) 協力隊は、本団の理念、運営、活動に賛同する卒団生及びその保護者により構成する。指導者会役員または後援会と連携し、本団の活動に必要な支援を行う。

第3章 団 員

第9条（行動規範）

- 1 リーダーは、団員の代表として全ての団員に対し、規律を守らせることに努める。
- 2 副リーダーは、リーダーのサポートをする。リーダーが欠席の場合その代わりを務める。
- 3 パートリーダーは、各パートをまとめることに努める。
- 4 団員
 - (1) 全ての団員は、楽器の演奏を通じ音楽を楽しみ、演奏技術の向上に努め、調和する音を目指すこと。
 - (2) 指導者の熱意に感謝し、教えられたことを自らの演奏に生かすこと。
 - (3) あいさつ、返事を気持ちよく大きな声で実践すること。
 - (4) 楽器を大切に扱い、手入れを怠らないこと。
 - (5) 練習場、イベント会場の使用後に清掃をしっかりとすること。

第 10 条（入団及び退団）

1 入団

入団を希望する児童は、入団申込書、画像（写真・動画）の使用・掲載に関する承諾書、保険申込書に必要事項を記入の上団長宛に提出する。団長はそれを承認し、団費等の費用の納入をもって入団となる。また、保護者は団則を承諾し、後援会会員となる。

2 退団

- (1) 本団は、小学校卒業をもって卒団となる。団員と保護者は貸与された楽器を返却しメンテナンス代 500 円（個人の楽器使用者を除き、パーカッションを含む）を納入して卒団する。同時に卒団証書が授与される。卒団証書は卒団した団員に発行する。
- (2) 中途退団を希望する場合は、退団届を団長宛に提出する。団長はこれを承認し、団員と保護者は貸与された楽器を返却しメンテナンス代 500 円（個人の楽器使用者を除き、パーカッションを含む）を納入して退団する。
- (3) 団員または保護者が団の運営に多大な支障をきたす行為、事態を生じさせた場合は、団会議で協議の上、団長は退団させることが出来る。
- (4) 団員が定められた費用を長期に渡り滞納した場合、団会議で協議の上、団長は退団させることが出来る。

3 費用

- (1) 団費は、月額 1,000 円とし、月途中の入団であっても日割り計算はしない。会費の納入は半期毎 6,000 円を一括して会計に前払い納入する。
- (2) 特別費用は、遠征、その他の活動における特別な費用が必要になった場合に徴収する。
- (3) 中途退団した場合は、退団月の翌月以降の前払い団費を返金する。

- (4) メンテナンス代は、卒団、中途退団に伴う楽器返却時に前項の定めにより団費とは別に徴収する。
- (5) その他団会議で承認された費用。

第4章 指導者会

第11条（組織）

- 1 指導者会には次の役員を置く。

団長	1名
監事	1名 後援会の会計監査を兼務する。
リーダー	1名
副リーダー	若干名
事務局	1～2名
- 2 指導者会には、前項の役員のほか複数名の指導者を置く。
- 3 役員は、指導者会の互選により選任する。

第12条（役割）

- 1 役員の役割を次のように定める。
 - (1) 団長は、団を代表し統括する。
 - (2) 監事は、団の活動を監督する。また、会計監査を兼務する。
 - (3) リーダーは、指導者と団員を統括し指導する。
 - (4) 副リーダーは、リーダーを補佐する。
 - (5) 事務局は、練習会場の確保、新入団員の募集要項、会議議事録の作成、対外的な連絡、調整等を行うと共に後援会との連携を緊密に行う。
- 2 役員は、指導者を兼務する。
- 3 指導者は、役員の指導方針に従い団員の演奏技術の向上のみならず、音楽の楽しさが感じられるよう指導する。
- 4 各パートの指導者は、曲の練習のみならず、基礎的な練習、その他各パートに則した練習方法を取入れ、より良い指導法を選択して指導にあたる。

第13条（選任及び任期）

- 1 指導者の選任は、既指導者、保護者が推薦人となり、団会議において協議し団長が承認する。
- 2 指導者の任期は特に定めない。指導者が自ら辞意を表した場合、団長はこれを承認する。

第14条（指導者会議）

指導者会は、必要に応じて団長が召集し、指導に関する事項その他を協議することが出来る。

第5章 団 会 議

第15条（団会議）

- 1 団会議は、指導者全員、後援会役員及び係で構成し、日常的な課題、連絡事項等を協議する。また、第3項の事項を審議し決定する。ただし後援会係は、本決議に加わることが出来ない。
- 2 原則毎月第一練習日に行う。
- 3 次の事項について団総会の報告及び説明事項として審議し決定する。
 - (1) 収支決算実績及び次年度収支予算に関する事項。
 - (2) 新年度の練習日計画及び演奏活動計画等。
 - (3) 団総会開催に関する事項。
 - (4) 特別費用の徴収に関する事項。
 - (5) 団費の改正に関する事項。
 - (6) 団則の改正。
 - (7) その他重要な事項。

上記の決定事項は、指導者全員及び後援会役員の過半数以上が出席し、過半数以上の賛成により決定する。決定した事項については、団総会の報告及び説明事項とする。

第6章 後 援 会

第16条（組織）

- 1 後援会は、本団の理念、運営、活動に関する事項を尊重し、団員の音楽活動が円滑に推進できるよう支援する組織である。
- 2 後援会は、全ての団員保護者で構成する。
- 3 後援会には次の役員を置く。なお、会計、庶務については、年度により必要に応じて定員を増員することができる。

会 長	1 名
副 会 長	1 名
会 計	2 名
庶 務	2 名

会計監査 2名 内1名は本団の監事が兼務する。

- 4 後援会には、前項の役員のほか下記の係を置く。なお、年度により必要に応じて定員を増員することができる。

楽 器 管 理 3～4名

施 設 管 理 4～6名

イベントスタッフ 8名

第17条（役割）

- 1 役員の役割を次のよう定める。

- (1) 会長は、練習、イベント等において後援会を統括する。また、指導者会との連携を緊密に行い円滑な団運営が行われるよう指導力をもって行動する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し円滑な団運営が行われるよう行動する。
- (3) 会計は、団費、特別会費等団の財産を把握管理し、ユニフォームの注文手続き等、団長及び会長の承認のもと会計全般を行う。会計年度末における会計監査を受けた収支決算実績を団会議において詳細説明し承認を得る。また、次年度収支予算案を指導者会役員と調整の上作成し団会議の承認を得る。
- (4) 庶務は、日常の団の行事、運営に係る出席管理、清掃、駐車場当番に係る管理、連絡網の発信、入団申込み、連絡網登録等を行う。
- (5) 会計監査は、会計年度末における会計全般について監査を実施し、監査報告書を作成する。

- 2 係及び団員保護者の役割を次のように定める。

- (1) 楽器管理は、団員等に貸与している楽器の管理番号を付した名札、シールを定期的に確認し管理する。
- (2) 施設管理は、練習前日の鍵の受取、当日の開錠、戸締り等を行い練習日後に鍵の返却を交替で行う。
- (3) イベントスタッフは、イベント時に楽器運搬、会場設営、誘導、各係の補助を行う。
- (4) その他必要に応じて庶務が係を募る。
- (5) 団員保護者は、団の趣旨を理解し、団の行事や後援会の運営に協力し、練習、イベント等において、駐車場当番その他のサポートには積極的に参加しなければならない。また、団運営全般に関する事項については、指導者会に一任し干渉しないものとする。

第18条（役員の選任）

最高学年の保護者が中心となり、次年度後援会役員を互選により選任する。選任された役員は、団会議の報告事項とする。

第19条（任期）

役員及び係の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。補欠の任期は前任者の残任期間とする。

第20条（後援会議）

会長は、必要に応じて会員全員を召集し、後援会の役割等について協議することが出来る。

第7章 会 計

第21条（会計）

- 1 本団の運営費は、団員より徴収した団費等の他、寄付金品、補助金等をこれに充てる。
- 2 収入は本団に必要な経費に費消する。
- 3 団費の総額は、団会議にて決定する。
- 4 その他必要に応じて、特別費用を徴収する。
- 5 団費より下記の定めにより香料を支出することが出来る。

・ 団 員	本人、父母が死亡した場合	5,000 円
・ 指導者	本人、配偶者、実父母が死亡した場合	5,000 円
- 6 本団の会計年度は4月1日から3月31日とする。
- 7 毎年年度末における会計帳簿等について、会計監査による監査を受け、監査結果を証する書面を受領する。

第8章 団 総 会

第22条（総会）

- 1 本総会は、指導者全員及び後援会会員により構成する。
- 2 団総会は、年一回以上開催する。

第23条（招集）

本総会は、団長が招集する。

第24条（報告及び説明事項）

団総会において下記の事項について報告または説明する。

- (1) 収支決算実績及び次年度収支予算に関する事項。
- (2) 次年度指導者役員、後援会役員及び係に関する事項。
- (3) 特別費用の徴収に関する事項。
- (4) 団費の改正に関する事項。
- (5) 団則の改正が行われた場合、その改正内容に関する事項。
- (6) その他報告及び説明が必要な事項。

第9章 生活と安全

第25条（生活指導）

- 1 指導者、保護者は、団員に対しあいさつ、返事などの生活指導を励行し、団員は、これを実践出来るよう心がけなければならない。
- 2 団は、スポーツ安全保険に加入できる施策を講じ、団員及び中高生サポーターはこれに加入する。
- 3 保護者は、送迎時に交通事故、事件等に遭遇しないよう最善の注意を怠らないこと。
- 4 万が一交通事故等が発生した場合は、加入保険の補償内で対応し、当事者以外の団及びその他会員はその責任を負わない。

第10章 帳簿

第26条（記録）

本団には、伊豆ジュニアプラスの団則と次の帳簿を置く。

- (1) 団員、指導者会会員、後援会会員、中高生サポーター、協力隊員の各名簿。
- (2) 演奏会等団の行事、活動記録簿。
- (3) 会議議事録。
- (4) 金銭出納帳、会計帳簿及び収支決算報告書等。

第11章 本団則の改正

第27条（団則の改正）

本団則は、団会議で改正することが出来る。

付 則

本附則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 4 月 1 日付下記を改正。

- 1 第 10 条第 2 項及び第 3 項を改正。
- 2 第 11 条第 1 項を改正。
- 3 第 12 条第 1 項及び第 3 項を改正。
- 4 第 16 条第 3 項及び第 4 項を改正。
- 5 第 17 条第 1 項及び第 2 項を改正。

令和 4 年 6 月 4 日付下記を改正。

- 1 第 5 条第 1 項を改正。
- 2 第 8 条を改正。
- 3 第 10 条第 1 項を改正。
- 4 第 11 条第 1 項及び第 2 項を改正。
- 5 第 12 条第 1 項を改正。
- 6 第 16 条第 3 項及び第 4 項を改正。
- 7 第 17 条第 1 項及び第 2 項を改正。
- 8 第 25 条第 2 項を改正。
- 9 第 26 条を改正。

【指導者役員】

	役 職	名 前
1	団 長	吉田 章
2	監 事	鳥沢 秀演
3	リーダー	監物 孝恭
4	サブリーダー	津田 豪
5	事務局	山本 容子
6	事務局	白鳥 剛教

【後援会役員】

	役 職	名 前
1	会 長	根上 浩一
2	副会長	寺田 織絵
3	庶 務	岡崎 亜美
4	庶 務	渡辺 幸子
5	会 計	白鳥 啓子
6	会 計	田村 加奈子